



九州大学

九州大学広報室

〒812-8581 福岡市東区箱崎 6-10-1

TEL:092-642-2106 FAX:092-642-2113

MAIL:koho@jimu.kyushu-u.ac.jp

URL:http://www.kyushu-u.ac.jp

**PRESS RELEASE (2012/06/14)**

九州大学記者クラブ会員 各位

## ヒ素化合物の紛失に関する調査報告書について

平成23年10月九州大学生物環境利用推進センターにおいて起こったヒ素化合物の紛失とその後の発見に関し、学内に設置した調査委員会において原因の究明、再発防止策について検討を行ってまいりました。

このたび調査委員会において別紙のとおり調査報告書を取りまとめましたのでお知らせします。

本学は、このたびの事態を真摯に受け止め、今後全学を挙げて毒劇物の適正な使用と管理に努め、二度とこのような事態が起きることのないようにいたす所存です。

平成24年6月14日

九州大学生物環境利用推進センターにおける  
ヒ素化合物紛失に関する調査委員会委員長

九州大学理事・副学長

藤 木 幸 夫

### 【お問い合わせ】

企画部学術研究推進課 森、水野

電話：092-642-2126 または 7265

FAX：092-642-4317

Mail：kenkyushien@jimu.kyushu-u.ac.jp

# 調査報告書

平成24年6月

国立大学法人九州大学  
九州大学生物環境利用推進センターにおける  
ヒ素化合物紛失に関する調査委員会

## 目 次

第1章	はじめに	2
第2章	本件の経過概要	2
第3章	事案が発生した原因等	4
	1. 事案が発生した原因	4
	2. 報告後の対応	7
第4章	再発防止の取り組み	7
	1. 関係法令等の遵守の徹底	7
	2. 毒劇物管理使用マニュアルの作成等	8
	3. チェック体制の整備	9
<b>&lt;資 料&gt;</b>		
資料1	ヒ素化合物紛失に関する調査委員会検討経過	10
資料2	『ひ酸水素二ナトリウム七水和物』の現物写真	11
資料3	建物配置図及び実験室図面	12
資料4	関連する規程等	
	・九州大学生物環境利用推進センターにおける ヒ素化合物紛失に関する調査委員会内規	15
	・毒物及び劇物取締法	16
	・九州大学毒物及び劇物取扱規程	30
	・九州大学大学院農学研究院毒物及び劇物取扱内規	36
	・九州大学化学物質管理規程	42

## 第1章 はじめに

九州大学は、平成23年10月6日（木）に生物環境利用推進センター（以下「センター」という。）におけるヒ素化合物『ひ酸水素二ナトリウム七水和物』の紛失について公表し、翌日、当該化合物が発見されるという事案があった。

当該ヒ素化合物は、10月13日（木）の警察による鑑定の結果により、紛失したとされたものと同じであることが判明し、事件性はなかったとされたものである。

本学はこのことを真摯に受け止め再発防止を期するため、「九州大学生物環境利用推進センターにおけるヒ素化合物紛失に関する調査委員会」を平成23年10月12日付けで設置し、①原因の究明、②再発防止策の策定に向けて検討を行い、ここに報告書として取りまとめたものである。

本調査は、センターの関係者に対するヒアリング調査、センター実験室の現場検証、毒劇物関連規程の検証等の方法により実施した。

また、このたびのことで本学の関係者（准教授）1名がその責任感から自ら命を絶たれたことについては、大学としても痛切の念に堪えられないことである。

## 第2章 本件の経過概要

本件の経過概要を下記のとおり時系列で整理した。

年 月 日	経 過 概 要
平成23年 9月29日（木）	<p>午前11時過ぎ、教員A（准教授）はセンター高精度制御棟中2階 研究員室（以下「実験室」という）の毒劇物保管庫からヒ素化合物『ひ酸水素二ナトリウム七水和物：ナカライテスク製 25g 入り、フタの色は白』及び『メタ亜ひ酸ナトリウム：和光純薬製 25g 入り、フタの色は黒』の瓶を取り出し毒劇物保管庫を施錠した。</p> <p>教員Aは研究支援員Bと共に『ひ酸水素二ナトリウム七水和物』瓶から 3.12g を秤量して溶液を作製した（残量は 15.06g）。</p> <p>教員Aは『メタ亜ひ酸ナトリウム』は必要量が 1.3g であったが、残量が 0.45g しかなかったので溶液は後日作製することにして当日は使用しなかった。</p> <p>教員Aは午後3時30分頃、研究支援員Bが退勤した後、実験室を施錠せずにその場を離れた。</p> <p>教員Aは、不足していた『メタ亜ひ酸ナトリウム』を納入業者に発注した。</p> <p>その後、教員Aは午後6時頃実験室に戻って実験を行い、午後7時頃、実験室を施錠し帰宅。この際、『ひ酸水素二ナトリウム七水和物』瓶及び『メタ亜ひ酸ナトリウム』の瓶を毒劇物保管庫に保管したかどうか記憶していない。</p>
10月3日（月）	<p>薬品業者が9月29日（木）に発注した『メタ亜ひ酸ナトリウム』を教員Aの研究室に納品。</p>
10月4日（火）	<p>午前中、教員Aは前日に納品された『メタ亜ひ酸ナトリウム』を毒劇物保管庫に保管した。</p> <p>『メタ亜ひ酸ナトリウム』を用いて溶液を作製するため、薬品管理システムに</p>

<p>10月5日（水）</p>	<p>使用量を入力する際に、9月29日（木）に使用した『ひ酸水素二ナトリウム七水和物』の瓶が毒劇物保管庫にないと認識した。</p> <p>教員Aは、その後、当該紛失したと思われるヒ素化合物を徹底的に搜索した。</p> <p>教員Aは、研究支援員Bに「和光純薬製のヒ素化合物で25g瓶入り、フタの色は黒」と指示し、3時間程度、一緒に搜索した。</p> <p>教員Aは、遅くとも午前7時30分より前から搜索を行っていた。</p> <p>教員C（助教）がいつもどおり午前7時20分頃出勤し、午前7時30分頃に実験室に行ったところ、教員Aに「毒物『ひ酸水素二ナトリウム七水和物』が所在不明のため一緒に探してもらえないか。」と告げられ、午前8時頃から20分程度、実験室内を一緒に搜索した。</p> <p>教員Aは、教員Cに「和光純薬製のヒ素化合物で25g瓶入り、フタの色は黒」と指示していた。</p> <p>その後、教員Aは研究支援員Bと3時間程度、一緒に搜索した。</p> <p>教員Aは、当日夕方まで研究支援員B及び教員Cの協力を得て当該ヒ素化合物を探したが見つからず、午後4時30分頃、センター長の居室（農学部5号館）に来室の上、センター長に紛失の報告。</p> <p>午後4時50分頃、センター長が、ヒ素化合物の紛失について農学部事務部に連絡。</p> <p>農学部事務長室に関係者を招集し経緯の報告を受け、第一報として大学本部（総務部及び学術研究推進部）へ報告。</p> <p>センター長、農学部事務部、学術研究推進部の担当者とともに、今後の対応について協議。</p> <p>午後11時頃、センター長から総長へ状況を報告し、午後11時30分頃東警察署に当該ヒ素化合物の紛失について報告。</p>
<p>10月6日（木）</p>	<p>午前1時30分頃、警察から記者発表。</p> <p>午前2時頃、本学において記者発表を行った。</p> <p>午前4時過ぎ、本学ホームページにおいて公表。</p> <p>並行して警察の現場検証及び事情聴取が行われた。</p> <p>以上の状況を文部科学省に報告。</p> <p>一方、学内においては、午前11時頃同センターから各部局教職員及び学生に対する事故通知を文書により行った。</p> <p>センター長は、盗難被害届を警察に提出。</p> <p>当該実験室が立入禁止となっていたため学内関係者により、センター周辺（建物及び外周）で当該ヒ素化合物の搜索を実施。</p>
<p>10月7日（金）</p>	<p>午前10時から警察による現場検証とセンター職員全員への事情聴取。</p> <p>学内関係者により、センター周辺（建物及び外周）で、当該ヒ素化合物の搜索を実施。</p>

	<p>午後 2 時から福岡県薬務課職員による事情聴取および立入検査。</p> <p>同薬務課職員が、毒劇物保管庫内の薬品瓶をカメラで撮影している際に、バーコードで薬品名が読めない瓶があり、読める部分（後半部分）が試薬受払の帳簿上の試薬名称『ひ酸水素二ナトリウム七水和物』の後半部分と一致したため、この瓶が紛失したものの可能性があるのではないかと指摘があった。</p> <p>バーコードは瓶の外側を覆っている透明フィルムに貼ってあったためフィルムを動かすと薬品名が現れ、それは紛失したと報告された薬品名であった。</p> <p>同時に、薬品管理システムで添付してあるバーコードを用いて薬品名を検索したところ、登録された製薬会社名と薬品瓶の製薬会社名が同一であり、紛失したものではないかと考えられた。</p> <p>同日午後 5 時頃警察署に連絡、午後 5 時 20 分頃から現場検証が行われ、紛失したとされる薬品と同一のものか警察で調査することになり、毒劇物保管庫の同一トレイに入った薬品のうち開封したものの全部と先に作製された『ひ酸水素二ナトリウム七水和物』の溶液が押収された。</p> <p>午後 9 時 30 分頃紛失したとみられる薬品瓶が発見された旨の記者発表を行った。</p>
10 月 8 日（土）	<p>午後、教員 A と研究支援員 B に対し警察の事情聴取があり、毒物一覧表を提出。</p>
10 月 13 日（木）	<p>午後 2 時頃警察から、発見された薬品瓶の内容物は、紛失したとされる薬品と同一のものであり、量も紛失したものから変化していないと考えられるとの報告を受けた。</p> <p>事件性は無かったとして、センター長が警察への届け出を取り下げた。</p> <p>その後、記者発表。</p>

### 第 3 章 事案が発生した原因等

#### 1. 事案が発生した原因

##### (1) 紛失したと公表したヒ素化合物が発見された経緯

本調査委員会では、紛失したと公表したヒ素化合物が保管すべき毒劇物保管庫内から発見された経緯を慎重に検証した。

9 月 29 日（木）、教員 A は実験室の毒劇物保管庫から紛失と公表したヒ素化合物（『ひ酸水素二ナトリウム七水和物』：ナカライテスク製 25g 入り、フタの色は白）の瓶を取り出し、3.12g を秤量して溶液を作製し、（残量 15.06g）実験を行ったが、薬品管理システムに使用量を入力しなかったこともあり、瓶を毒劇物保管庫にしまったかどうか記憶していなかった。また、教員 A は午後 3 時 30 分頃から午後 6 時頃まで実験室を施錠せずにその場を離れていた。

10 月 4 日（火）、教員 A は 9 月 29 日（木）に使用した『ひ酸水素二ナトリウム七水和物』の使用量を薬品管理システムに入力しようとした際、当該化合物の瓶が毒劇物保管庫にないと認識した。その後の搜索の際、①教員 A が当該化合物を「和光純薬製のヒ素化合物で 25g 瓶入り、フタの色は

黒」と強く思い込み、その条件の瓶を10月5日（水）の夕方まで、当該化合物を徹底的に搜索していた、②研究支援員B及び教員Cにも「和光純薬製のヒ素化合物で25g瓶入り、フタの色は黒」を探そう指示していた、③9月29日（木）に薬品管理システムに使用量を入力しなかったこともあり、瓶を毒劇物保管庫にしまったかどうか記憶していなかった、④午後3時30分頃から午後6時頃まで実験室を施錠せずにその場を離れていた状況であった。

教員Aは、10月5日（水）の夕方まで「和光純薬製のヒ素化合物で25g瓶入り、フタの色は黒」の『ひ酸水素二ナトリウム七水和物』瓶を搜索したが発見できなかったためセンター長に紛失の報告を行い、午後11時30分頃、センター長は東警察署に当該毒物の紛失の報告を行った。その後直ちに警察の現場検証及び事情聴取が行われ、それ以降実験室への立入が禁止されたことから、その後の状況の変化は考えられない。警察から実験室への立入が許された10月7日（金）午後2時、福岡県薬務課職員による事情聴取および立入検査が行われ、当該職員により現場確認中に『ひ酸水素二ナトリウム七水和物』瓶が発見され、当該内容物について、警察は検査を行い、その結果、紛失したとされる薬品と同一同量と考えられるとの報告があった。

以上のことから、教員Aが当該化合物を「和光純薬製のヒ素化合物で25g瓶入り、フタの色は黒」と強く思い込んで搜索したため発見されず、警察から実験室への立入が許された10月7日（金）午後2時、毒劇物についての専門知識のある福岡県薬務課職員により当該化合物が発見されるに至ったと考えられる。結局、当該ヒ素化合物は、誤認されたものであり当該保管庫に保管されたままの状況であった。

## (2) 紛失したと誤認した原因

教員Aは、『ひ酸水素二ナトリウム七水和物』を使用したのが4年ぶりだったため、メーカーや瓶のフタの色について記憶違い（思い込み）が発生した。具体的には、『ひ酸水素二ナトリウム七水和物』瓶はナカライテクス社製の白いフタの瓶であったが、別のヒ素化合物『メタ亜ひ酸ナトリウム』が和光純薬製の黒いフタの25g入りの瓶だったため、『ひ酸水素二ナトリウム七水和物』瓶も和光純薬製の黒いフタの25g入りの瓶だと思い込んでしまった。そのため、教員Aは『ひ酸水素二ナトリウム七水和物』瓶が紛失したと誤認した。

## (3) 規程に基づく管理の不備

### ① 薬品管理システム（記録簿）への入力（記載）の不備

薬品管理システムへの入力は使用時に入力すべきところであるが、使用時に入力せず、後日、入力している状況があった。具体的には、9月29日（木）の『ひ酸水素二ナトリウム七水和物』使用時に入力せず、10月4日（火）に入力していた。

実験等でヒ素化合物等の毒劇物を使用した者は、使用后、毒劇物を毒劇物保管庫に保管する必要があるが、今回、教員Aが使用后すぐに保管したかどうか記憶がはっきりしなかったのは、使用后直ちに薬品管理システムに入力しなかったことも一因と考えられる。

これは、日頃のルーチンワークのため慣れが発生し、油断があったものと考えられる。

### ② 実験室を施錠しないままの一時退室

教員Aは、9月29日（木）午後3時30分頃、研究支援員Bが退勤した後、実験室を施錠せずにその場を離れたため、実験室が無人状態となった。教員Aは同日午後6時頃実験室に戻って実験を行い、同日午後7時頃、実験室を施錠し帰宅していた。

毒劇物の使用者は、毒物及び劇物の使用に際し、安全確保について十分に自覚して必要な配慮を行い事故等の防止に努めることになっている（九州大学毒物及び劇物取扱規程第5条第1項）が、当該ヒ素化合物を毒劇物保管庫に戻したかどうか分からない状況で、実験室を施錠せずに離れ、数時間におよび無人の状況になった点は、事故防止のための必要な配慮に欠けている問題のある状況と考えられるため、改善を要するものである。

#### (4) 搜索方法（確認作業）の問題

『ひ酸水素二ナトリウム七水和物』の搜索は、10月4日（火）から10月5日（水）にかけて行われた。

搜索方法は、教員Aが『ひ酸水素二ナトリウム七水和物』を誤って和光純薬製の黒いフタの25g入りの瓶と思い込んでいたため、研究支援員B及び教員Cにも協力を求めて、その条件に合う瓶を実験室内及びその周辺をゴミ箱の中まで搜索する方法がとられた。

教員Aは、10月4日（火）から10月5日（水）にかけて徹底して当該実験室及びその周辺を搜索している。

研究支援員Bは、教員Aと一緒に10月4日、5日の両日とも3時間程度搜索しているが、その際、教員Aから、和光純薬製の製品で黒いフタの瓶を搜索するよう指示を受けている。

教員Cは、10月5日出勤後、教員Aよりヒ素化合物が所在不明になっているので、一緒に探してほしいと依頼されたため午前8時頃から搜索しているが、その際、毒劇物保管庫の棚を探してほしいとの依頼及び和光純薬製のヒ素化合物でフタの色が黒、25g入りの瓶を探すよう指示を受けている。

また、『ひ酸水素二ナトリウム七水和物』は、薬品管理のため使用するバーコードが瓶の外側を覆っている透明フィルムに貼られていた。その透明フィルムが瓶の外周に沿って回転するように動くため、フタを閉める際に透明フィルムも一緒に回ってしまい、当該バーコードによって薬品名の一部が隠れ読めない状態になっていた。そのため、搜索時、瓶の薬品名を正しく読み取れなかった可能性がある。

このことから、教員A、研究支援員B及び教員Cは存在しない瓶を搜索していたわけであり、さらに、瓶に表示のある薬品名も半分隠れていたため、搜索過程で発見できなかったものと考えられる。

さらに、薬品管理システムデータと毒劇物との突き合わせによる確認（バーコードによる照合を含む）が行われていなかった。薬品管理システムには教員Aが管理している毒劇物が全て登録されているため、当該システムデータと毒劇物との突き合わせを一つずつ行えば、発見できた可能性は極めて高いと考えられる。当該システムには、バーコード機能があったことから確認作業は容易に行えるはずだが、関係者の証言によるとそのような確認方法は思いつかなかったとのことである。ヒ素化合物が見つからないとの焦りが判断を狂わせたとも考えられる。

#### (5) センターの管理

実験室の鍵の管理については、教員Aと教員Cが保有するとともに、センター事務室がマスターキーを保管している。研究支援員Bが実験室を利用する際は、教員Aが実験室の鍵を解錠して入室していた。実験室内にある毒劇物保管庫については、鍵付きの金属製キャビネットを使用しており、その鍵は実験室内にある別の鍵付きキャビネットに保管していた。当該鍵付きキャビネットの鍵は



教員Aのみが保有して管理していた。このことから、鍵の管理は問題なかったものと考えられる。

毒劇物保管庫については、毒劇物は基本的にはトレイで区別されているが、一部の毒物は区別されていなかったため、搜索の範囲が広がり、うまく搜索できなかった原因の一つになったと考えられる。

なお、関係者の証言等によると、過去にも実験後すぐに使用した毒劇物を毒劇物保管庫へ保管しないことがあり、教員Aは10月3日（月）に薬品業者から納品された『メタ亜ひ酸ナトリウム』を翌日に毒劇物保管庫に保管していた。これは、日頃のルーチンワークのため慣れが発生し、油断があったものと考えられる。

センターの毒劇物の管理は、関係法令、規程、通知及び部局の内規に基づき行われていたが、小規模の部局で本実験室のみ毒劇物を使用していたことから、日々の業務や緊急時対応のマニュアルがなく、今回の事案が発生した原因の一つと考えられる。なお、同センターでは、教員Aが管理責任者として実質的に運営されていたが、帳簿上教員D（教授）が管理責任者として登録されて、教員Aは管理補助者として登録されていた。教員Dは毒劇物とは全く関係していない者であり、今回の事案が発生した直接の原因とは考えられないが、センターとしては実質的な管理者である教員Aを管理責任者としておこななければならなかった事柄である。

## 2. 報告後の対応

10月5日（水）に教員Aからセンター長にヒ素化合物が紛失したとの報告を受けてから総長へ報告が上がるまでに約5時間を要したことについて、当時の学内規定等に基づく対応は出来ていたが、関係者が内容の事実確認や状況整理等に時間を要したことによると考えられる。今後は、より迅速に対処できるよう緊急時の体制整備を見据えた規程の整備やマニュアル整備を行うことが必要である。

なお、総長への報告後、事故または事件か不明の段階でヒ素化合物が所在不明であることを広報を通して、いち早く記者発表はできていた。

## 第4章 再発防止の取り組み

第3章の事案が発生した原因等を踏まえ、以下のとおり再発防止に必要な取り組みについて取りまとめた。この取り組みについては、センターはもちろんのこと全学的に実施することにより、大学としてこのようなことが二度と起きないように期するものである。

### 1. 関係法令等の遵守の徹底

第3章で述べたとおり関係法令等の遵守を徹底していなかったことが本事案発生の原因の一つとなっており、日頃のルーチンワークのため慣れが発生し、油断があったものと考えられる。使用者には関係法令等に従って安全確保について十分に自覚し、必要な配慮を行って紛失盗難等の事故の防止に努める責務があることを周知し、さらなる毒劇物の適正な管理・取扱いについて注意喚起を行う。

#### (1) 薬品管理システム（記録簿）への使用時（納品時）入力（記載）の徹底

実験等でヒ素化合物等の毒劇物を使用した者は、使用后、毒劇物を毒劇物保管庫に保管する必要があるが、今回、教員Aが使用后すぐに保管したかどうか記憶がはっきりしなかったのは、使用后直ぐに薬品管理システムに入力しなかったことも原因の一つと考えられる。毒劇物の使用者は、毒

劇物の使用時に薬品管理システムへ入力しなければならないが、それが出来ていなかったため、センター内の毒劇物を使用する者に対し、毒劇物の使用時に薬品管理システムへの入力を確実にを行うよう周知徹底を図る。また、発注した毒劇物についても、納品時に毒劇物保管庫に保管すると同時に薬品管理システムへの入力を確実にを行うよう周知徹底を図る。

また、薬品管理システム（記録簿）と毒劇物との定期的な照合を確実にを行うよう周知徹底を図る。

## (2) 実験室を施錠しないままの一時退室

毒劇物の使用者は、毒劇物の使用に際し、安全確保について十分に自覚して必要な配慮を行い事故等の防止に努めることになっている（九州大学毒物及び劇物取扱規程第5条第1項）が、当該ヒ素化合物を毒劇物保管庫に戻したかどうかわからない状況で、実験室を施錠せずに離れ、数時間におよび無人の状況になった点は、事故防止のための必要な配慮に欠けている状況と考えられる。そこで、センター内の毒劇物を使用する者に対し、実験室が実験中に無人となる状況で施錠せずに実験室を離れないようドアを施錠することについて周知徹底を図る。

また、併せてICカード等による入退室管理の導入を検討している。

## 2. 毒劇物管理使用マニュアルの作成等

『ひ酸水素二ナトリウム七水和物』紛失と認識した際の対応に不適切な部分が見られるため、毒劇物の適正な管理、使用及び緊急事態（盗難、紛失、飛散・漏えい、流出事故）が発生した場合の対応を分かりやすく示した「毒劇物管理使用マニュアル」を作成し、毒劇物の管理者及び使用者に対し毒劇物の適正な使用について遺漏のないように定期的に研修・訓練を行う。なお、今回問題のあった次の点についても、速やかにマニュアルに示す。

### (1) 毒劇物の所在が不明となった際の検索方法（確認作業）

薬品管理システムを活用した毒劇物との突き合わせによる確認（バーコードによる照合を含む）が行われていなかった。薬品管理システムには教員Aが管理している毒劇物が全て登録されているため、当該システムと毒劇物との突き合わせを一つずつ行えば、発見できた可能性は極めて高いと考えられる。そこで、毒劇物の所在が不明となった場合は、薬品管理システムと毒劇物との突き合わせを一つずつ行うこと、その際バーコード機能を用いることを明記する。

なお、今回薬品瓶の被膜フィルムが回ってしまい薬品名が読み取れず、結果的にこれが確認作業を妨げていたことから、バーコードシールを薬品瓶に貼る際は、被膜フィルムをはがした上で、直接試薬瓶の試薬名と毒劇物の表示を隠さない位置に貼ることを原則とする事を明記する。但し、冷凍保存が必要な試薬等でラベルの水滴による濡れを避けるため等、どうしても被膜フィルムの上から貼る必要がある場合、被膜フィルムが回転して薬品名と毒劇物の表示を隠さないよう、被膜フィルムを固定する措置をとることを明記する。また、検索する際に協力者等に正確に薬品名を伝えることを徹底する。

### (2) 毒劇物保管庫での保管

毒劇物保管庫については、毒劇物は基本的にはトレイで区別されているが、一部の毒物は区別されていなかったため、検索の範囲が広がり、うまく検索できなかった原因の一つになったと考えられる。そこで、毒劇物保管庫内において、毒物と劇物は区別して保管するとともに毒物・劇物の表示を行うよう明記する。

なお、関係者の証言等によると、過去にも実験後すぐに使用した毒劇物を毒劇物保管庫へ保管しないことがあったこと、また、納品された毒劇物を直ぐに毒劇物保管庫に保管しない状況もあったことから、毒劇物の使用後及び納品後、直ちに毒劇物保管庫へ保管することについて徹底する。このことは、日頃のルーチンワークの作業のため慣れが発生し、油断が生じやすいため、定期的に確認することが重要である。

### 3. チェック体制の整備

今回の事案では、毒劇物の事実上の薬品管理者と使用者が同一（教員A）であり、毒劇物の日々の管理及び毒劇物の紛失が疑われた時点で冷静に対応できなかった問題があるため、管理部局長の下に補佐役として管理責任者を置くことや環境安全センター（専門家）による相談体制を整備することにより、複数の専門家によるチェック機能が働くようにする必要があった。

一方、大学として化学物質全般の取扱いについての規定見直しを行っていたこともあり、この内容を規定に盛り込み反映させることとした。[規程名：九州大学化学物質管理規程]

以 上

## ヒ素化合物紛失に関する調査委員会検討経過

## ○ヒ素化合物紛失に関する調査委員会検討経過

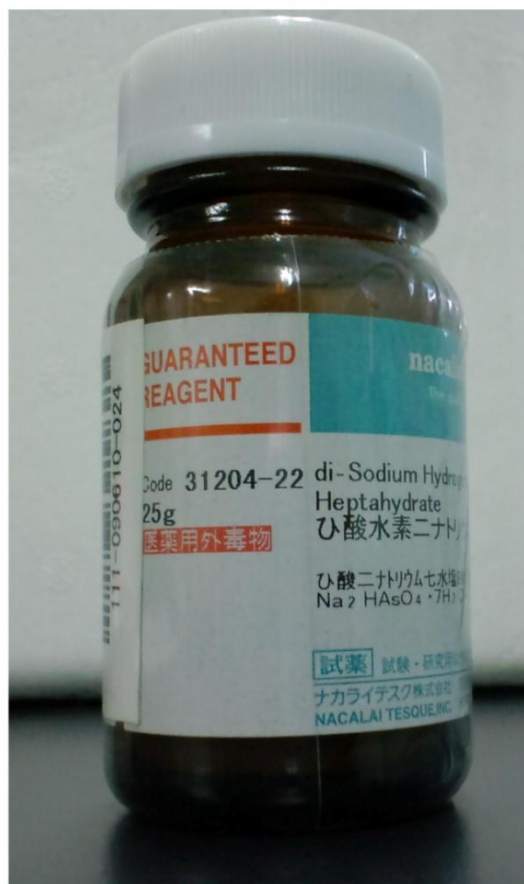
※ヒ素化合物紛失に関する調査委員会委員：4名

年 月 日	検 討 経 過
平成 23 年 10 月 21 日 (金)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 調査委員会の趣旨説明</li><li>・ 案件概要の詳細説明について</li><li>・ 今後の会議の進め方について</li></ul>
平成 23 年 11 月 28 日 (月)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 関係者へのヒアリング</li><li>・ 原因究明について審議</li></ul>
平成 24 年 1 月 5 日 (木)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 関係者へのヒアリング</li><li>・ 原因究明について</li><li>・ 再発防止対策について</li></ul>
平成 24 年 1 月 30 日 (月)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 調査報告書(案)について</li></ul>
平成 24 年 2 月 22 日 (水)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 調査報告書(案)について</li></ul>
平成 24 年 6 月 5 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 調査報告書(案)について</li></ul>

『ひ酸水素二ナトリウム七水和物』の現物写真  
 (バーコードシールによって薬品名が隠れている状況再現)

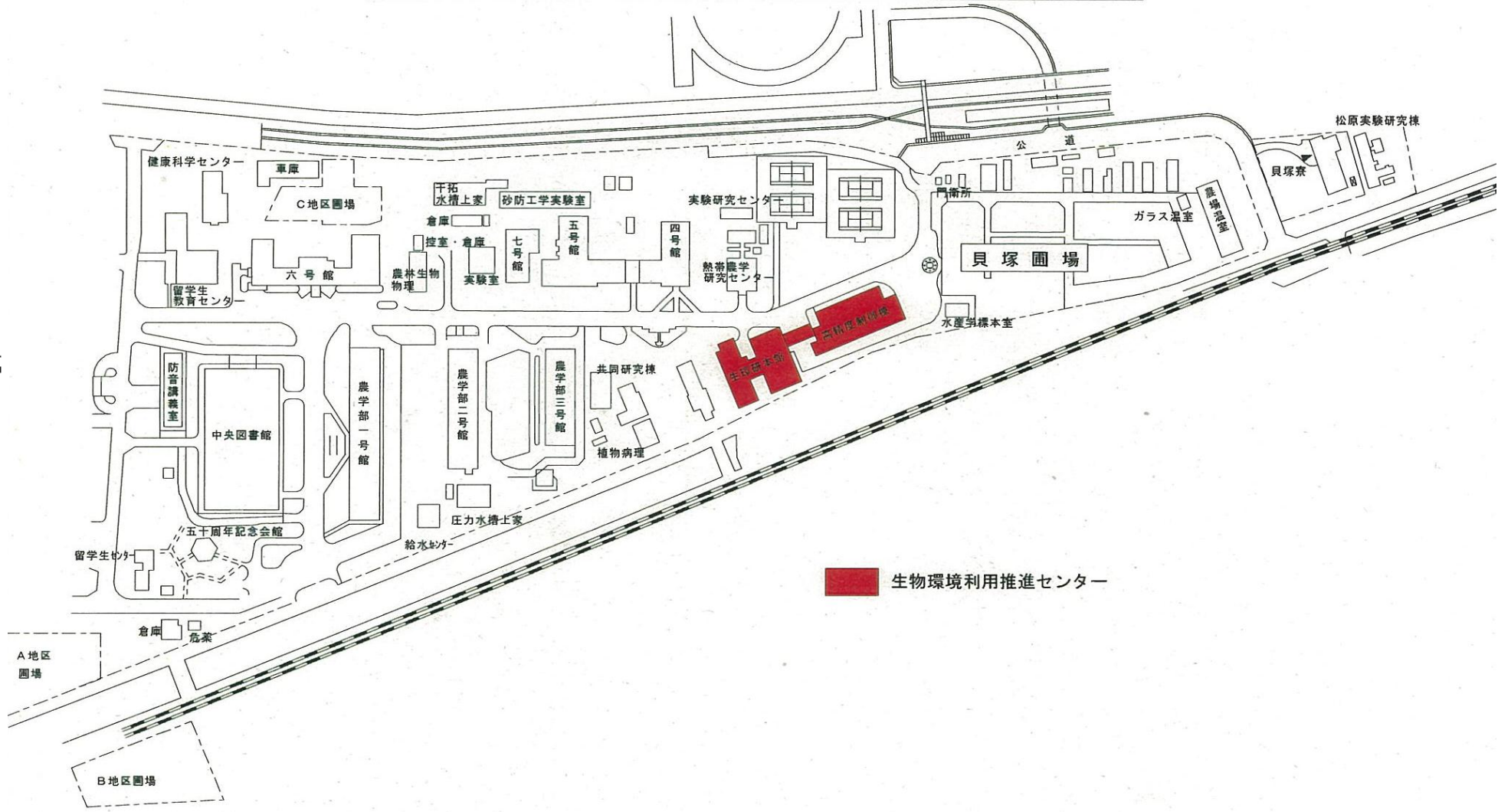


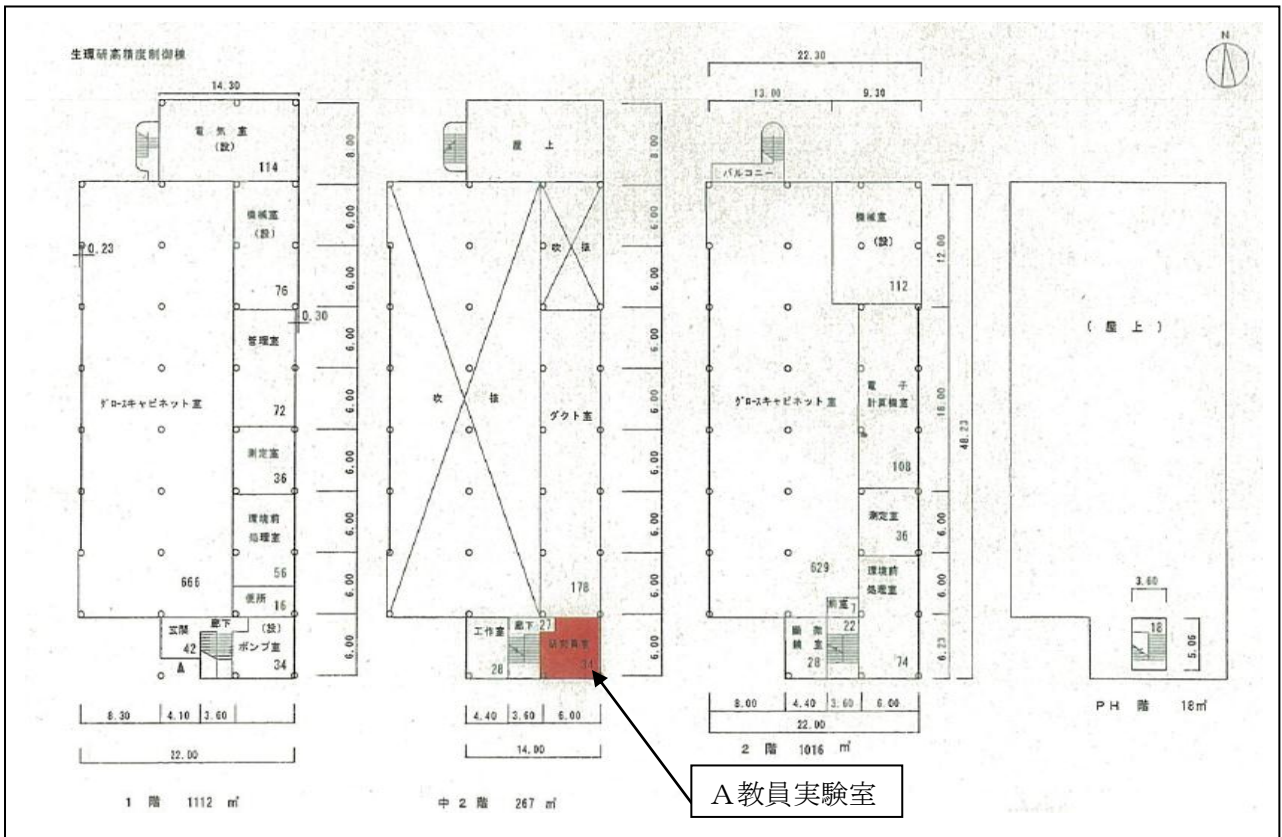
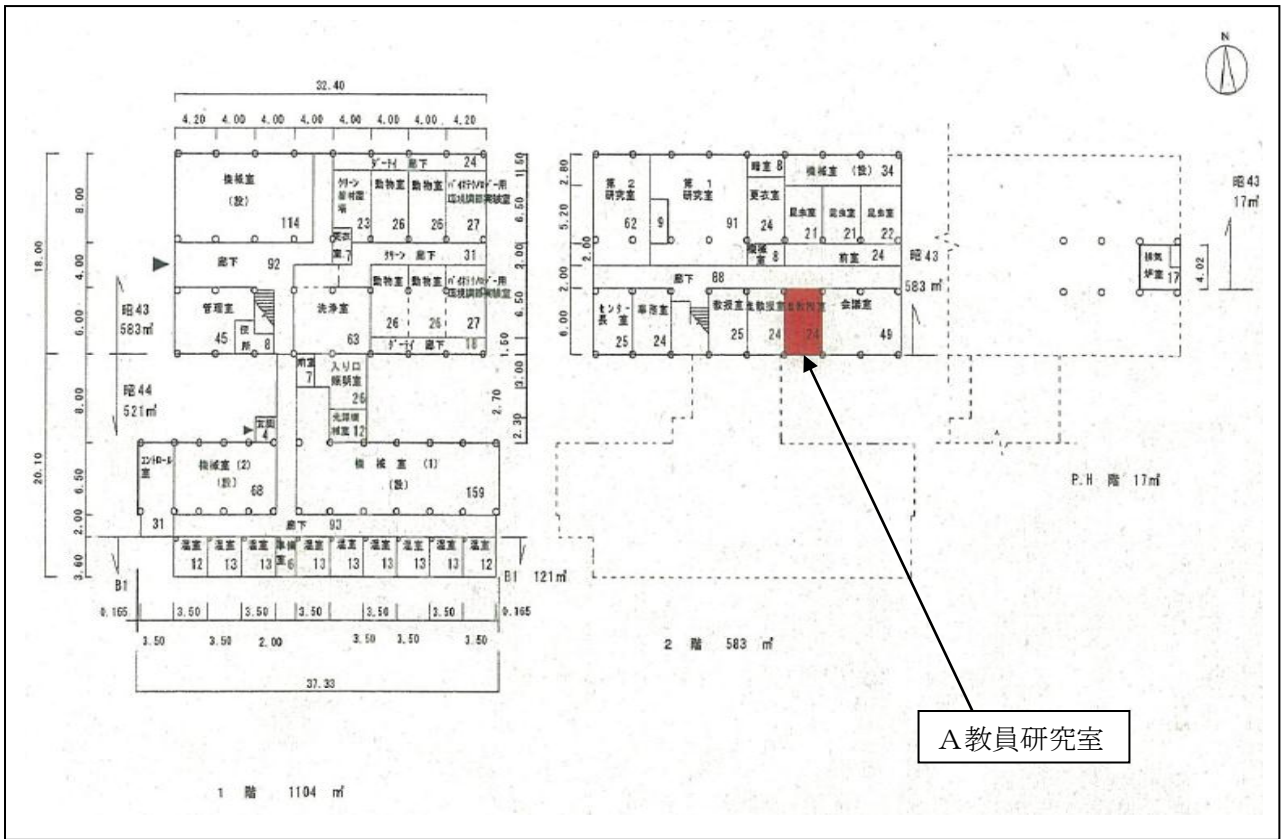
発見された状況を再現した状態  
 バーコードシールが、試薬名の前半を隠しており、  
 試薬名が読み取れない。



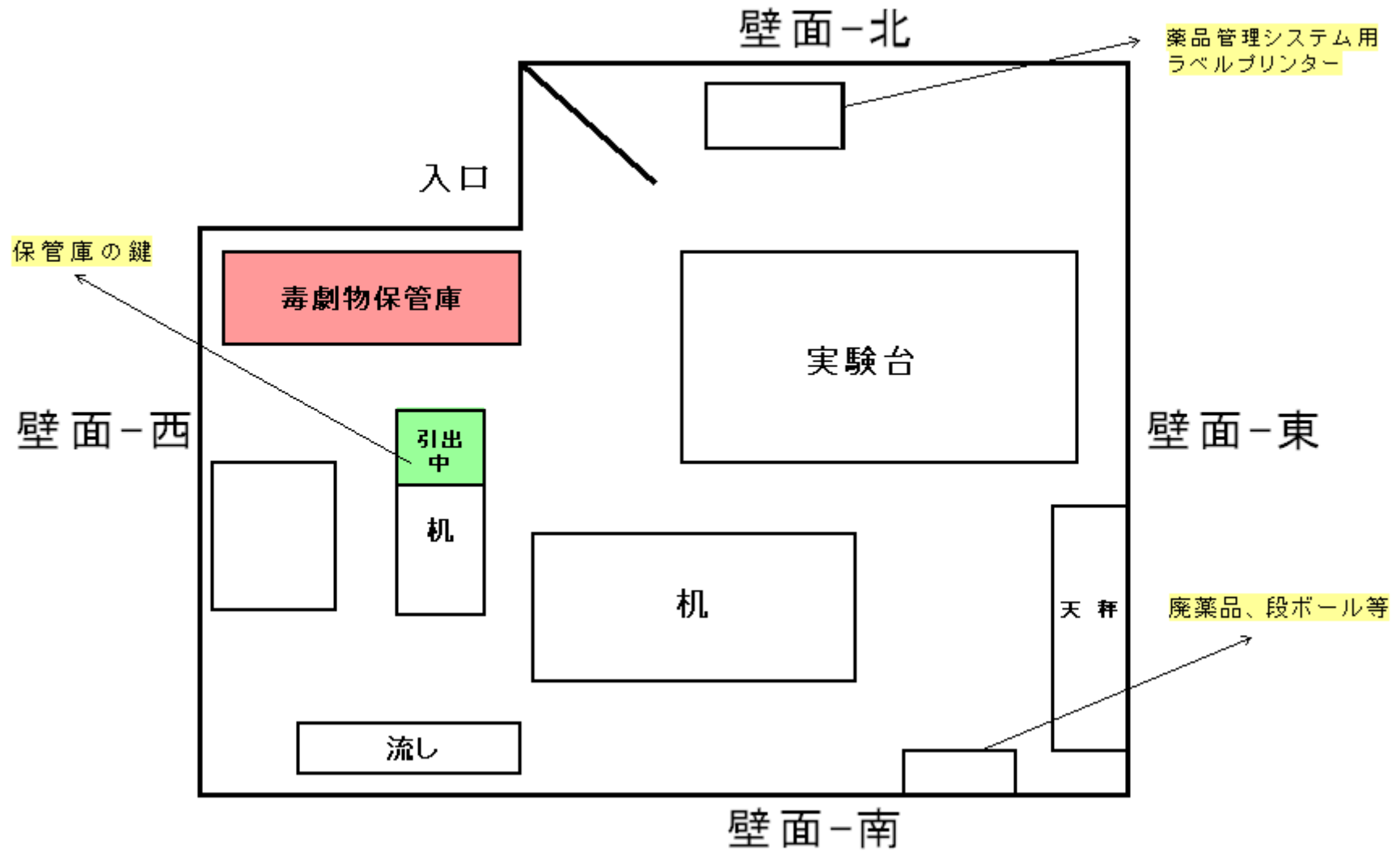
バーコードシールが理想的な位置にある状態  
 バーコード、医薬用外毒物の表示、試薬名の全てが読み取れる。

# 九州大学農学部配置図





# センター実験棟中2階研究院室の配置図





九州大学生物環境利用推進センターにおけるヒ素化合物紛失に関する調査委員会内規

施行：平成 23 年 10 月 12 日  
研究・安全衛生担当理事裁定

(趣旨)

第 1 条 この内規は、九州大学生物環境利用推進センター（以下「センター」という。）におけるヒ素化合物紛失に関する調査委員会（以下「調査委員会」という。）に係る調査事項、組織その他必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 調査委員会は、次の各号に掲げる事項を調査・審議する。  
(1) 対象薬物に係る紛失の原因究明及び再発防止策等に関すること。  
(2) その他 調査委員会の運営に関すること。

(組織)

第 3 条 調査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。  
(1) 研究・安全衛生担当理事  
(2) (1)の研究・安全衛生担当理事が指名する者 数名

(委員長)

第 4 条 調査委員会に委員長を置き、第 3 条第 1 号の委員をもって充てる。  
2 委員長は、調査委員会を招集する。

(議事)

第 5 条 調査委員会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。  
2 調査委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

附 則

この内規は、平成 23 年 10 月 12 日から施行する。

**毒物及び劇物取締法**  
(昭和二十五年十二月二十八日法律第三百三号)

最終改正：平成二三年一月四日法律第一二二号  
(最終改正までの未施行法令)  
平成二十三年八月三十日法律第五号(未施行)

(目的)

**第一条** この法律は、毒物及び劇物について、保健衛生上の見地から必要な取締を行うことを目的とする。

(定義)

**第二条** この法律で「毒物」とは、別表第一に掲げる物であつて、医薬品及び医薬部外品以外のものをいう。

2 この法律で「劇物」とは、別表第二に掲げる物であつて、医薬品及び医薬部外品以外のものをいう。

3 この法律で「特定毒物」とは、毒物であつて、別表第三に掲げるものをいう。

(禁止規定)

**第三条** 毒物又は劇物の製造業の登録を受けた者でなければ、毒物又は劇物を販売又は授与の目的で製造してはならない。

2 毒物又は劇物の輸入業の登録を受けた者でなければ、毒物又は劇物を販売又は授与の目的で輸入してはならない。

3 毒物又は劇物の販売業の登録を受けた者でなければ、毒物又は劇物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、運搬し、若しくは陳列してはならない。但し、毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者が、その製造し、又は輸入した毒物又は劇物を、他の毒物又は劇物の製造業者、輸入業者又は販売業者(以下「毒物劇物営業業者」という。)に販売し、授与し、又はこれらの目的で貯蔵し、運搬し、若しくは陳列するときは、この限りでない。

**第三条の二** 毒物若しくは劇物の製造業者又は学術研究のため特定毒物を製造し、若しくは使用することができる者として都道府県知事の許可を受けた者(以下「特定毒物研究者」という。)でなければ、特定毒物を製造してはならない。

2 毒物若しくは劇物の輸入業者又は特定毒物研究者でなければ、特定毒物を輸入してはならない。

3 特定毒物研究者又は特定毒物を使用することができる者として品目ごとに政令で指定する者(以下「特定毒物使用者」という。)でなければ、特定毒物を使用してはならない。ただし、毒物又は劇物の製造業者が毒物又は劇物の製造のために特定毒物を使用するときは、この限りでない。

4 特定毒物研究者は、特定毒物を学術研究以外の用途に供してはならない。

5 特定毒物使用者は、特定毒物を品目ごとに政令で定める用途以外の用途に供してはならない。

6 毒物劇物営業業者、特定毒物研究者又は特定毒物使用者でなければ、特定毒物を譲り渡し、又は譲り受けてはならない。

7 前項に規定する者は、同項に規定する者以外の者に特定毒物を譲り渡し、又は同項に規定する者以外の者から特定毒物を譲り受けてはならない。

8 毒物劇物営業業者又は特定毒物研究者は、特定毒物使用者に対し、その者が使用することができる特定毒物以外の特定毒物を譲り渡してはならない。

9 毒物劇物営業業者又は特定毒物研究者は、保健衛生上の危害を防止するため政令で特定毒物について品質、着色又は表示の基準が定められたときは、当該特定毒物については、その基準に適合するものでなければ、これを特定毒物使用者に譲り渡してはならない。

10 毒物劇物営業業者、特定毒物研究者又は特定毒物使用者でなければ、特定毒物を所持してはならない。

11 特定毒物使用者は、その使用することができる特定毒物以外の特定毒物を譲り受け、又は所持してはならない。

**第三条の三** 興奮、幻覚又は麻酔の作用を有する毒物又は劇物(これらを含む。)であつて政令で定めるものは、みだりに摂取し、若しくは吸入し、又はこれらの目的で所持してはならない。

**第三条の四** 引火性、発火性又は爆発性のある毒物又は劇物であつて政令で定めるものは、業務その他正当な理由による場合を除いては、所持してはならない。

(営業の登録)

**第四条** 毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録は、製造所又は営業所ごとに厚生労働大臣が、販売業の登録は、店舗ごとにその店舗の所在地の都道府県知事(その店舗の所在地が、地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第五条第一項の政令で定める市(以下「保健所を設置する市」という。)又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第三項、第七条第三項、第十条第一項及び第二十一条第一項において同じ。)が行う。

2 毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録を受けようとする者は、製造業者にあつては製造所、輸入業者にあつては営業所ごとに、その製造所又は営業所の所在地の都道府県知事を経て、厚生労働大臣に申請書を出さなければならない。

3 毒物又は劇物の販売業の登録を受けようとする者は、店舗ごとに、その店舗の所在地の都道府県知事に申請書を出さなければならない。

4 製造業又は輸入業の登録は、五年ごとに、販売業の登録は、六年ごとに、更新を受けなければ、その効力を失う。

(販売業の登録の種類)

**第四条の二** 毒物又は劇物の販売業の登録を分けて、次のとおりとする。

一 一般販売業の登録

二 農業用品目販売業の登録

三 特定品目販売業の登録

(販売品目の制限)

**第四条の三** 農業用品目販売業の登録を受けた者は、農業上必要な毒物又は劇物であつて厚生労働省令で定めるもの以外の毒物又は劇物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、運搬し、若しくは陳列してはならない。

2 特定品目販売業の登録を受けた者は、厚生労働省令で定める毒物又は劇物以外の毒物又は劇物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、運搬し、若しくは陳列してはならない。

(登録基準)

**第五条** 厚生労働大臣、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録を受けようとする者の設備が、厚生労働省令で定める基準に適合しないと認めるとき、又はその者が第十九条第二項若しくは第四項の規定により登録を取り消され、取消の日から起算して二年を経過していないものであるときは、第四条の登録をしてはならない。

(登録事項)

**第六条** 第四条の登録は、左の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 申請者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)
- 二 製造業又は輸入業の登録にあつては、製造し、又は輸入しようとする毒物又は劇物の品目
- 三 製造所、営業所又は店舗の所在地

(特定毒物研究者の許可)

**第六条の二** 特定毒物研究者の許可を受けようとする者は、都道府県知事に申請書を出さなければならない。

- 2 都道府県知事は、毒物に関し相当の知識を持ち、かつ、学術研究上特定毒物を製造し、又は使用することを必要とする者でなければ、特定毒物研究者の許可を与えてはならない。
- 3 都道府県知事は、次に掲げる者には、特定毒物研究者の許可を与えないことができる。
  - 一 心身の障害により特定毒物研究者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
  - 二 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
  - 三 毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者
- 四 第十九条第四項の規定により許可を取り消され、取消の日から起算して二年を経過していない者

(毒物劇物取扱責任者)

**第七条** 毒物劇物営業者は、毒物又は劇物を直接に取り扱う製造所、営業所又は店舗ごとに、専任の毒物劇物取扱責任者を置き、毒物又は劇物による保健衛生上の危害の防止に当たらせなければならない。ただし、自ら毒物劇物取扱責任者として毒物又は劇物による保健衛生上の危害の防止に当たる製造所、営業所又は店舗については、この限りでない。

- 2 毒物劇物営業者が毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業のうち二以上を併せ営む場合において、その製造所、営業所又は店舗が互に隣接しているとき、又は同一店舗において毒物又は劇物の販売業を二以上あわせて営む場合には、毒物劇物取扱責任者は、前項の規定にかかわらず、これらの施設を通じて一人で足りる。
- 3 毒物劇物営業者は、毒物劇物取扱責任者を置いたときは、三十日以内に、製造業又は輸入業の登録を受けている者にあつてはその製造所又は営業所の所在地の都道府県知事を経て厚生労働大臣に、販売業の登録を受けている者にあつてはその店舗の所在地の都道府県知事に、その毒物劇物取扱責任者の氏名を届け出なければならない。毒物劇物取扱責任者を変更したときも、同様とする。

(毒物劇物取扱責任者の資格)

**第八条** 次の各号に掲げる者でなければ、前条の毒物劇物取扱責任者となることができない。

- 一 薬剤師
  - 二 厚生労働省令で定める学校で、応用化学に関する学課を修了した者
  - 三 都道府県知事が行う毒物劇物取扱者試験に合格した者
- 2 次に掲げる者は、前条の毒物劇物取扱責任者となることができない。
    - 一 十八歳未満の者
    - 二 心身の障害により毒物劇物取扱責任者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
    - 三 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
    - 四 毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者
  - 3 第一項第三号の毒物劇物取扱者試験を分けて、一般毒物劇物取扱者試験、農薬用品目毒物劇物取扱者試験及び特定品目毒物劇物取扱者試験とする。
  - 4 農薬用品目毒物劇物取扱者試験又は特定品目毒物劇物取扱者試験に合格した者は、それぞれ第四条の三第一項の厚生労働省令で定める毒物若しくは劇物のみを取り扱う輸入業の営業所若しくは農薬用品目販売業の店舗又は同条第二項の厚生労働省令で定める毒物若しくは劇物のみを取り扱う輸入業の営業所若しくは特定品目販売業の店舗においてのみ、毒物劇物取扱責任者となることができる。
  - 5 この法律に定めるもののほか、試験科目その他毒物劇物取扱者試験に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(登録の変更)

**第九条** 毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者は、登録を受けた毒物又は劇物以外の毒物又は劇物を製造し、又は輸入しようとするときは、あらかじめ、第六条第二号に掲げる事項につき登録の変更を受けなければならない。

- 2 第四条第二項及び第五条の規定は、登録の変更について準用する。

(届出)

**第十条** 毒物劇物営業者は、左の各号の一に該当する場合には、三十日以内に、製造業又は輸入業の登録を受けている者にあつてはその製造所又は営業所の所在地の都道府県知事を経て厚生労働大臣に、販売業の登録を受けている者にあつてはその店舗の所在地の都道府県知事に、その旨を届け出なければならない。

- 一 氏名又は住所(法人にあつては、その名称又は主たる事務所の所在地)を変更したとき。
  - 二 毒物又は劇物を製造し、貯蔵し、又は運搬する設備の重要な部分を変更したとき。
  - 三 その他厚生労働省令で定める事項を変更したとき。
  - 四 当該製造所、営業所又は店舗における営業を廃止したとき。
- 2 特定毒物研究者は、次の各号の一に該当する場合には、三十日以内に、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

- 一 氏名又は住所を変更したとき。
- 二 その他厚生労働省令で定める事項を変更したとき。
- 三 当該研究を廃止したとき。
- 3 第一項第四号又は前項第三号の場合において、その届出があつたときは、当該登録又は許可は、その効力を失う。

(毒物又は劇物の取扱)

**第十一条** 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。

2 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物若しくは劇物又は毒物若しくは劇物を含有する物であつて政令で定めるものがその製造所、営業所若しくは店舗又は研究所の外に飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出、又はこれらの施設の地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。

3 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、その製造所、営業所若しくは店舗又は研究所の外において毒物若しくは劇物又は前項の政令で定める物を運搬する場合には、これらの物が飛散し、漏れ、流れ出、又はしみ出ることを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。

4 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は厚生労働省令で定める劇物については、その容器として、飲食物の容器として通常使用される物を使用してはならない。

(毒物又は劇物の表示)

**第十二条** 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物の容器及び被包に、「医薬用外」の文字及び毒物については赤地に白色をもつて「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもつて「劇物」の文字を表示しなければならない。

2 毒物劇物営業者は、その容器及び被包に、左に掲げる事項を表示しなければ、毒物又は劇物を販売し、又は授与してはならない。

- 一 毒物又は劇物の名称
- 二 毒物又は劇物の成分及びその含量
- 三 厚生労働省令で定める毒物又は劇物については、それぞれ厚生労働省令で定めるその解毒剤の名称
- 四 毒物又は劇物の取扱及び使用上特に必要と認めて、厚生労働省令で定める事項

3 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない。

(特定の用途に供される毒物又は劇物の販売等)

**第十三条** 毒物劇物営業者は、政令で定める毒物又は劇物については、厚生労働省令で定める方法により着色したものでなければ、これを農業用として販売し、又は授与してはならない。

**第十三条の二** 毒物劇物営業者は、毒物又は劇物のうち主として一般消費者の生活の用に供されると認められるものであつて政令で定めるものについては、その成分の含量又は容器若しくは被包について政令で定める基準に適合するものでなければ、これを販売し、又は授与してはならない。

(毒物又は劇物の譲渡手続)

**第十四条** 毒物劇物営業者は、毒物又は劇物を他の毒物劇物営業者に販売し、又は授与したときは、その都度、次に掲げる事項を書面に記載しておかなければならない。

- 一 毒物又は劇物の名称及び数量
- 二 販売又は授与の年月日
- 三 譲受人の氏名、職業及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)
- 2 毒物劇物営業者は、譲受人から前項各号に掲げる事項を記載し、厚生労働省令で定めるところにより作成した書面の提出を受けなければ、毒物又は劇物を毒物劇物営業者以外の者に販売し、又は授与してはならない。
- 3 前項の毒物劇物営業者は、同項の規定による書面の提出に代えて、政令で定めるところにより、当該譲受人の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものにより提供を受けることができる。この場合において、当該毒物劇物営業者は、当該書面の提出を受けたものとみなす。

4 毒物劇物営業者は、販売又は授与の日から五年間、第一項及び第二項の書面並びに前項前段に規定する方法が行われる場合に当該方法において作られる電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものとして厚生労働省令で定めるものをいう。)を保存しなければならない。

(毒物又は劇物の交付の制限等)

**第十五条** 毒物劇物営業者は、毒物又は劇物を次に掲げる者に交付してはならない。

- 一 十八歳未満の者
- 二 心身の障害により毒物又は劇物による保健衛生上の危害の防止の措置を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

三 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

2 毒物劇物営業者は、厚生労働省令の定めるところにより、その交付を受ける者の氏名及び住所を確認した後でなければ、第三条の四に規定する政令で定める物を交付してはならない。

3 毒物劇物営業者は、帳簿を備え、前項の確認をしたときは、厚生労働省令の定めるところにより、その確認に関する事項を記載しなければならない。

4 毒物劇物営業者は、前項の帳簿を、最終の記載をした日から五年間、保存しなければならない。

(廃棄)

**第十五条の二** 毒物若しくは劇物又は第十一条第二項に規定する政令で定める物は、廃棄の方法について政令で定める技術上の基準に従わなければ、廃棄してはならない。

(回収等の命令)

**第十五条の三** 都道府県知事(毒物又は劇物の販売業にあつては、その店舗の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第十七条第二項及び第二十三条の三において同じ。)は、毒物劇物営業業者又は特定毒物研究者の行なう毒物若しくは劇物又は第十一条第二項に規定する政令で定める物の廃棄の方法が前条の政令で定める基準に適合せず、これを放置しては不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあると認められるときは、その者に対し、当該廃棄物の回収又は毒性の除去その他保健衛生上の危害を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(運搬等についての技術上の基準等)

**第十六条** 保健衛生上の危害を防止するため必要があるときは、政令で、毒物又は劇物の運搬、貯蔵その他の取扱について、技術上の基準を定めることができる。

2 保健衛生上の危害を防止するため必要があるときは、政令で、次に掲げる事項を定めることができる。

- 一 特定毒物が附着している物又は特定毒物を含有する物の取扱に関する技術上の基準
- 二 特定毒物を含有する物の製造業者又は輸入業者が一定の品質又は着色の基準に適合するものでなければ、特定毒物を含有する物を販売し、又は授与してはならない旨
- 三 特定毒物を含有する物の製造業者、輸入業者又は販売業者が特定毒物を含有する物を販売し、又は授与する場合には、一定の表示をしなければならない旨

(事故の際の措置)

**第十六条の二** 毒物劇物営業業者及び特定毒物研究者は、その取扱いに係る毒物若しくは劇物又は第十一条第二項に規定する政令で定める物が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合において、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じなければならない。

2 毒物劇物営業業者及び特定毒物研究者は、その取扱いに係る毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失したときは、直ちに、その旨を警察署に届け出なければならない。

(立入検査等)

**第十七条** 厚生労働大臣は、保健衛生上必要があると認めるときは、毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者から必要な報告を徴し、又は薬事監視員のうちからあらかじめ指定する者に、これらの者の製造所、営業所その他業務上毒物若しくは劇物を取り扱う場所に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、試験のため必要な最小限度の分量に限り、毒物、劇物、第十一条第二項に規定する政令で定める物若しくはその疑いのある物を収去させることができる。

2 都道府県知事は、保健衛生上必要があると認めるときは、毒物又は劇物の販売業者又は特定毒物研究者から必要な報告を徴し、又は薬事監視員のうちからあらかじめ指定する者に、これらの者の店舗、研究所その他業務上毒物若しくは劇物を取り扱う場所に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、試験のため必要な最小限度の分量に限り、毒物、劇物、第十一条第二項に規定する政令で定める物若しくはその疑いのある物を収去させることができる。

3 前二項の規定により指定された者は、毒物劇物監視員と称する。

4 毒物劇物監視員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

5 第一項及び第二項の規定は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

**第十八条** 削除

(登録の取消等)

**第十九条** 厚生労働大臣は、毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録を受けている者について、都道府県知事(販売業の店舗の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第三項及び第四項において同じ。)は、販売業の登録を受けている者について、これらの者の有する設備が第五条の規定に基づく厚生労働省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるときは、相当の期間を定めて、その設備を同条の規定に基づく厚生労働省令で定める基準に適合させるために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 前項の命令を受けた者が、その指定された期間内に必要な措置をとらないときは、厚生労働大臣又は都道府県知事、保健所を設置する市の市長若しくは特別区の区長は、その者の登録を取り消さなければならない。

3 厚生労働大臣は、毒物又は劇物の製造業又は輸入業の毒物劇物取扱責任者について、都道府県知事は、販売業の毒物劇物取扱責任者について、その者にこの法律に違反する行為があつたとき、又はその者が毒物劇物取扱責任者として不相当であると認めるときは、その毒物又は劇物の製造業者、輸入業者又は販売業者に対して、その変更を命ずることができる。

4 厚生労働大臣は、毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録を受けている者について、都道府県知事は、販売業の登録を受けている者又は特定毒物研究者について、これらの者にこの法律又はこれに基づく処分に違反する行為があつたとき(特定毒物研究者については、第六条の二第三項第一号から第三号までに該当するに至つたときを含む。)は、その登録若しくは特定毒物研究者の許可を取り消し、又は期間を定めて、業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

5 都道府県知事は、毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者について前各項の規定による処分をするを必要と認めるときは、その旨を厚生労働大臣に具申しなければならない。

6 厚生労働大臣は、緊急時において必要があると認めるときは、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に対し、第一項から第四項までの規定に基づく処分を行うよう指示をすることができる。

(聴聞等の方法の特例)

**第二十条** 前条第二項から第四項までの規定による処分に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条第一項又は第三十条の通知は、聴聞の期日又は弁明を記載した書面の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)の一週間前までにしなければならない。

2 厚生労働大臣又は都道府県知事、保健所を設置する市の市長若しくは特別区の区長は、前条第二項の規定による登録の取消し、同条第三項の規定による毒物劇物取扱責任者の変更命令又は同条第四項の規定による許可の取消し(次項において「登

録の取消処分等」という。)に係る行政手続法第十五条第一項の通知をしたときは、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

- 3 登録の取消処分等に係る聴聞の期日における審理は、公開により行われなければならない。  
(登録が失効した場合等の措置)

**第二十一条** 毒物劇物営業者、特定毒物研究者又は特定毒物使用者は、その営業の登録若しくは特定毒物研究者の許可が効力を失い、又は特定毒物使用者でなくなつたときは、十五日以内に、毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者にあつてはその製造所又は営業所の所在地の都道府県知事を経て厚生労働大臣に、毒物若しくは劇物の販売業者にあつてはその店舗の所在地の都道府県知事に、特定毒物研究者又は特定毒物使用者にあつては都道府県知事に、現に所有する特定毒物の品名及び数量を届け出なければならない。

- 2 前項の規定により届出をしなければならない者については、これらの者がその届出をしなければならないこととなつた日から起算して五十日以内に同項の特定毒物を毒物劇物営業者、特定毒物研究者又は特定毒物使用者に譲り渡す場合に限り、その譲渡及び譲受については、第三条の二第六項及び第七項の規定を適用せず、また、その者の前項の特定毒物の所持については、同期間に限り、第三条の二第十項の規定を適用しない。
- 3 毒物劇物営業者又は特定毒物研究者であつた者が前項の期間内に第一項の特定毒物を譲り渡す場合においては、第三条の二第八項及び第九項の規定の適用については、その者は、毒物劇物営業者又は特定毒物研究者であるものとみなす。
- 4 前三項の規定は、毒物劇物営業者、特定毒物研究者又は特定毒物使用者が死亡し、又は法人たるこれらの者が合併によつて消滅した場合に、その相続人若しくは相続人に代つて相続財産を管理する者又は合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者について準用する。  
(業務上取扱者の届出等)

**第二十二条** 政令で定める事業を行なう者であつてその業務上シアン化ナトリウム又は政令で定めるその他の毒物若しくは劇物を取り扱うものは、事業場ごとに、その業務上これらの毒物又は劇物を取り扱うこととなつた日から三十日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、次の各号に掲げる事項を、その事業場の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 氏名又は住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)
- 二 シアン化ナトリウム又は政令で定めるその他の毒物若しくは劇物のうち取り扱う毒物又は劇物の品目
- 三 事業場の所在地
- 四 その他厚生労働省令で定める事項

- 2 前項の規定に基づく政令が制定された場合においてその政令の施行により同項に規定する者に該当することとなつた者は、その政令の施行の日から三十日以内に、同項の例により同項各号に掲げる事項を届け出なければならない。
- 3 前二項の規定により届出をした者は、当該事業場におけるその事業を廃止したとき、当該事業場において第一項の毒物若しくは劇物を業務上取り扱わないこととなつたとき、又は同項各号に掲げる事項を変更したときは、その旨を当該事業場の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。
- 4 第七条、第八条、第十一条、第十二条第一項及び第三項、第十五条の三、第十六条の二、第十七条第二項から第五項まで並びに第十九条第三項及び第六項の規定は、第一項に規定する者(第二項に規定する者を含む。以下この条において同じ。)について準用する。
- 5 第十一条、第十二条第一項及び第三項、第十六条の二並びに第十七条第二項から第五項までの規定は、毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び第一項に規定する者以外の者であつて厚生労働省令で定める毒物又は劇物を業務上取り扱うものについて準用する。
- 6 厚生労働大臣又は都道府県知事は、第一項に規定する者が第四項で準用する第七条若しくは第十一条の規定若しくは同項で準用する第十九条第三項の処分に違反していると認めるとき、又は前項に規定する者が同項で準用する第十一条の規定に違反していると認めるときは、その者に対し、相当の期間を定めて、必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。
- 7 第二十条の規定は、厚生労働大臣又は都道府県知事が第四項で準用する第十九条第三項の処分又は前項の処分をしようとする場合に準用する。  
(手数料)

**第二十三条** 次の各号に掲げる者(厚生労働大臣に対して申請する者に限る。)は、それぞれ当該各号の申請に対する国の審査に要する実費を勘案して政令で定める額の手数料を国庫に納めなければならない。

- 一 毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録を申請する者
  - 二 第一号の登録の更新を申請する者
  - 三 第一号の登録の変更を申請する者
- (薬事・食品衛生審議会への諮問)

**第二十三条の二** 厚生労働大臣は、第十六条第一項、別表第一第二十八号、別表第二第九十四号及び別表第三第十号の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ、薬事・食品衛生審議会の意見を聴かななければならない。ただし、薬事・食品衛生審議会が軽微な事項と認めるものについては、この限りでない。  
(都道府県が処理する事務)

**第二十三条の三** この法律に規定する厚生労働大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。  
(緊急時における厚生労働大臣の事務執行)

**第二十三条の四** 第十七条第二項の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、緊急の必要があると厚生労働大臣が認める場合にあつては、厚生労働大臣又は都道府県知事が行うものとする。この場合においては、この法律の規定中都道府県知事に関する規定(当該事務に係るものに限る。)は、厚生労働大臣に関する規定として厚生労働大臣に適用があるものとする。

- 2 前項の場合において、厚生労働大臣又は都道府県知事が当該事務を行うときは、相互に密接な連携の下に行うものとする。  
(事務の区分)

**第二十三条の五** 第四条第二項(第九条第二項において準用する場合を含む。)、第七条第三項(製造業者又は輸入業者に係る部分に限る。)、第十条第一項(製造業者又は輸入業者に係る部分に限る。及び第二十一条第一項(製造業者又は輸入業者に係る部分に限るものとし、同条第四項において準用する場合を含む。))の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(権限の委任)

**第二十三条の六** この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

(政令への委任)

**第二十三条の七** この法律に規定するもののほか、毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録及び登録の更新に関し必要な事項並びに特定毒物研究者の許可及び届出並びに特定毒物研究者についての第十九条第四項の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(経過措置)

**第二十三条の八** この法律の規定に基づき政令又は厚生労働省令を制定し、又は改廃する場合には、それぞれ、政令又は厚生労働省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

(罰則)

**第二十四条** 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第三条、第三条の二、第四条の三又は第九条の規定に違反した者
- 二 第十二条(第二十二条第四項及び第五項で準用する場合を含む。))の表示をせず、又は虚偽の表示をした者
- 三 第十三条、第十三条の二又は第十五条第一項の規定に違反した者
- 四 第十四条第一項又は第二項の規定に違反した者
- 五 第十五条の二の規定に違反した者
- 六 第十九条第四項の規定による業務の停止命令に違反した者

**第二十四条の二** 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 みだりに摂取し、若しくは吸入し、又はこれらの目的で所持することの情を知つて第三条の三に規定する政令で定める物を販売し、又は授与した者
- 二 業務その他正当な理由によることなく所持することの情を知つて第三条の四に規定する政令で定める物を販売し、又は授与した者
- 三 第二十二条第六項の規定による命令に違反した者

**第二十四条の三** 第三条の三の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

**第二十四条の四** 第三条の四の規定に違反した者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

**第二十五条** 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第一項第四号又は第二項第三号に規定する事項につき、その届出を怠り、又は虚偽の届出をした者
- 二 第十四条第四項の規定に違反した者
- 二の二 第十五条第二項から第四項までの規定に違反した者
- 三 第十六条の二(第二十二条第四項及び第五項で準用する場合を含む。))の規定に違反した者
- 四 第十七条第一項又は第二項(これらの規定を第二十二条第四項及び第五項で準用する場合を含む。))の規定による厚生労働大臣、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長の要求があつた場合に、報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 五 第十七条第一項又は第二項(これらの規定を第二十二条第四項及び第五項で準用する場合を含む。))の規定による立入、検査、質問又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 六 第二十一条第一項(同条第四項で準用する場合を含む。))の規定に違反した者
- 七 第二十二条第一項から第三項までに規定する届出を怠り、又は虚偽の届出をした者

**第二十六条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第二十四条、第二十四条の二、第二十四条の四又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本条の罰金を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、その業務について相当の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

**第二十七条** 第十六条の規定に基づく政令には、その政令に違反した者を二年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する旨の規定及び法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関してその政令の違反行為をしたときはその行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金を科する旨の規定を設けることができる。

## 附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(毒物劇物営業取締法の廃止)

2 毒物劇物営業取締法(昭和二十二年法律第二百六号。以下「旧法」という。)は、廃止する。

(経過規定)

- 4 毒物劇物営業取締法施行規則(昭和二十二年厚生省令第三十八号)第四条の事業管理人試験に合格した者は、第八条の毒物劇物取扱者試験に合格した者とみなす。
- 7 この法律の施行前、旧法の規定により、毒物劇物営業を営んでいる者についてした処分その他の行為で、この法律に相当規定のあるものは、この法律の当該規定によつてした処分その他の行為とみなす。

**附 則 (昭和二八年八月一五日法律第二一三号) 抄**

- 1 この法律は、昭和二十八年九月一日から施行する。

**附 則 (昭和二九年四月二二日法律第七一号) 抄**

(施行期日)

- 1 この法律は、昭和二十九年五月一日から施行する。

**附 則 (昭和三〇年八月一二日法律第一六二号) 抄**

- 1 この法律は、公布の日から起算して五十日を経過した日から施行する。

**附 則 (昭和三五年八月一〇日法律第一四五号) 抄**

(施行期日)

- 第一条** この法律は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則 (昭和三九年七月一〇日法律第一六五号)**

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。
- (経過規定)
- 2 この法律の施行の際現に改正前の毒物及び劇物取締法による毒物又は劇物の販売業の登録を受けている者は、次の表の上欄に定める区分に従い、それぞれ同表の下欄に規定する改正後の毒物及び劇物取締法による毒物又は劇物の販売業の登録を受けた者とみなす。

農業上必要な毒物又は劇物のみを取り扱う販売業者及び改正前の第八条第五項の規定により厚生大臣が指定する毒物又は劇物のみを取り扱う販売業者以外の販売業者	一般販売業の登録
農業上必要な毒物又は劇物のみを取り扱う販売業者	農薬用品目販売業の登録
改正前の第八条第五項の規定により厚生大臣が指定する毒物又は劇物のみを取り扱う販売業者	特定品目販売業の登録

- 3 改正前の毒物及び劇物取締法による毒物劇物取扱者試験に合格した者は、次の表の上欄に定める区分に従い、それぞれ同表の下欄に規定する改正後の毒物及び劇物取締法による毒物劇物取扱者試験に合格した者とみなす。

課目を限定しない毒物劇物取扱者試験に合格した者	一般毒物劇物取扱者試験
改正前の第八条第三項の規定により限定された課目につき毒物劇物取扱者試験に合格した者	農薬用品目毒物劇物取扱者試験
改正前の第八条第五項で準用する同条第三項の規定により限定された課目につき毒物劇物取扱者試験に合格した者	特定品目毒物劇物取扱者試験

**附 則 (昭和三五年一月二五日法律第一三一号)**

この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則 (昭和四七年六月二六日法律第一〇三号) 抄**

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。
- (経過規定)
- 2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則 (昭和四八年一〇月一二日法律第一一二号) 抄**

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。
- (毒物及び劇物取締法の一部改正に伴う経過措置)
- 3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。



## 附 則（昭和五六年五月二五日法律第五一号）

この法律は、公布の日から施行する。

## 附 則（昭和五七年九月一日法律第九〇号）

この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

## 附 則（昭和五八年一月二〇日法律第八三号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条から第三条まで、第二十一条及び第二十三条の規定、第二十四条中麻薬取締法第二十九条の改正規定、第四十一条、第四十七条及び第五十四条から第五十六条までの規定並びに附則第二条、第六条、第十三条及び第二十号の規定 昭和五十九年四月一日

（毒物及び劇物取締法の一部改正に伴う経過措置）

**第六条** 第二十三条の規定の施行の際現に毒物又は劇物の販売業の登録を受けている者については、同条の規定による改正後の毒物及び劇物取締法第四条第四項に規定する登録の有効期間は、現に受けている登録又は登録の更新の日から起算するものとする。

（その他の処分、申請等に係る経過措置）

**第十四条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び第十六条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

（罰則に関する経過措置）

**第十六条** この法律の施行前にした行為及び附則第三条、第五条第五項、第八条第二項、第九条又は第十条の規定により従前の例によることとされる場合における第十七条、第二十二条、第三十六条、第三十七条又は第三十九条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## 附 則（昭和六〇年七月一二日法律第九〇号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 第二十二条及び附則第六条の規定公布の日から起算して一月を経過した日

（毒物及び劇物取締法の一部改正に伴う経過措置）

**第六条** 第二十二条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の毒物及び劇物取締法第十八条の毒物劇物監視員であり、かつ、薬事監視員である者は、第二十二条の規定による改正後の毒物及び劇物取締法第十七条第一項の規定により指定された者とみなす。

（罰則に関する経過措置）

**第十一条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## 附 則（平成五年十一月二日法律第八九号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

（諮問等がされた不利益処分に関する経過措置）

**第二条** この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

**第十三条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置）

**第十四条** この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会（不利益処分に係るものを除く。）又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

(政令への委任)

**第十五条** 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

**附則（平成九年十一月二日法律第一〇五号）抄**

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(毒物及び劇物取締法の一部改正に伴う経過措置)

4 第六条の規定の施行の際現に毒物及び劇物取締法第四条第三項の登録を受けている者の当該登録の有効期間については、第六条の規定による改正後の同法第四条第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附則（平成十一年七月一六日法律第八七号）抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。))に限る。)、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。))並びに第四百七十二條の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。))並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三條、第七十七條、第一百五十七條第四項から第六項まで、第一百六十條、第一百六十三條、第一百六十四條並びに第二百二條の規定 公布の日(従前の例による事務等に関する経過措置)

**第六十九条** 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第三十二条第一項、第七十八条第一項並びに第八十七条第一項及び第十三項の規定によりなお従前の例によることとされた事項に係る都道府県知事の事務、権限又は職権(以下この条において「事務等」という。))については、この法律による改正後の国民年金法、厚生年金保険法及び船員保険法又はこれらの法律に基づく命令の規定により当該事務等に相当する事務又は権限を行うこととされた厚生大臣若しくは社会保険庁長官又はこれらの者から委任を受けた地方社会保険事務局長若しくはその地方社会保険事務局長から委任を受けた社会保険事務所長の事務又は権限とする。

(新地方自治法第五十六条第四項の適用の特例)

**第七十条** 第六十六条の規定による改正後の厚生省設置法第十四条の地方社会保険事務局及び社会保険事務所であつて、この法律の施行の際旧地方自治法附則第八条の事務を処理するための都道府県の機関(社会保険関係事務を取り扱うものに限る。))の位置と同一の位置に設けられるもの(地方社会保険事務局にあつては、都道府県庁の置かれている市(特別区を含む。))に設けられるものに限る。))については、新地方自治法第五十六条第四項の規定は、適用しない。

(社会保険関係地方事務官に関する経過措置)

**第七十一条** この法律の施行の際現に旧地方自治法附則第八条に規定する職員(厚生大臣又はその委任を受けた者により任命された者)に限る。附則第五十八条において「社会保険関係地方事務官」という。)である者は、別に辞令が発せられない限り、相当の地方社会保険事務局又は社会保険事務所の職員となるものとする。

(地方社会保険医療協議会に関する経過措置)

**第七十二条** 第六十九条の規定による改正前の社会保険医療協議会法の規定による地方社会保険医療協議会並びにその会長、委員及び専門委員は、相当の地方社会保険事務局の地方社会保険医療協議会並びにその会長、委員及び専門委員となり、同一性をもって存続するものとする。

(準備行為)

**第七十三条** 第二百条の規定による改正後の国民年金法第九十二条の三第一項第二号の規定による指定及び同条第二項の規定による公示は、第二百条の規定の施行前においても行うことができる。

(厚生大臣に対する再審査請求に係る経過措置)

**第七十四条** 施行日前にされた行政庁の処分に係る第四百九条から第五十一条まで、第一百五十七條、第一百五十八條、第一百六十五條、第一百六十八條、第一百七十条、第七十二条、第七十三条、第七十五条、第七十六条、第八十三條、第八十八條、第九十五條、第二百一、二百八、二百四、二百九から二百二十一、二百二十九、又は第二百三十八條の規定による改正前の児童福祉法第五十九条の四第二項、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第十二條の四、食品衛生法第二十九條の四、旅館業法第九條の三、公衆浴場法第七條の三、医療法第七十一条の三、身体障害者福祉法第四十三條の二第二項、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十一条の十二第二項、クリーニング業法第十四條の二第二項、狂犬病予防法第二十五條の二、社会福祉事業法第八十三條の二第二項、結核予防法第六十九條、と畜場法第二十条、歯科技工士法第二十七條の二、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律第二十条の八の二、知的障害者福祉法第三十条第二項、老人福祉法第三十四条第二項、母子保健法第二十六条第二項、柔道整復師法第二十三條、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第十四條第二項、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十四條、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第四十一条第三項又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十五條の規定に基づく再審査請求については、なお従前の例による。

(厚生大臣又は都道府県知事その他の地方公共団体の機関がした事業の停止命令その他の処分に関する経過措置)

**第七十五条** この法律による改正前の児童福祉法第四十六条第四項若しくは第五十九条第一項若しくは第三項、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第八条第一項(同法第十二條の二第二項において準用する場合を含む。)、食品衛生法第二十二條、医療法第五条第二項若しくは第二十五條第一項、毒物及び劇物取締法第十七條第一項(同法第二十二條第四項及び第五項で準用する場合を含む。)、厚生年金保険法第百條第一項、水道法第三十九條第一項、国民年金法第六條第一項、薬事法第六十九條第一項若しくは第七十二條又は柔道整復師法第十八條第一項の規定により厚生大臣又は都道府県知事その他の地方公共団体の機関がした事業の停止命令その他の処分は、それぞれ、この法律による改正後の児童福祉法

第四十六条第四項若しくは第五十九条第一項若しくは第三項、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第八条第一項(同法第十二条の二第二項において準用する場合を含む。)、食品衛生法第二十二條若しくは第二十三條、医療法第五条第二項若しくは第二十五条第一項、毒物及び劇物取締法第十七條第一項若しくは第二項(同法第二十二條第四項及び第五項で準用する場合を含む。)、厚生年金保険法第百條第一項、水道法第三十九條第一項若しくは第二項、国民年金法第六十條第一項、薬事法第六十九條第一項若しくは第二項若しくは第七十二條第二項又は柔道整復師法第十八條第一項の規定により厚生大臣又は地方公共団体がした事業の停止命令その他の処分とみなす。

(国等の事務)

**第百五十九条** この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第百六十一条において「国等の事務」という。)は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

**第百六十条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第百六十三条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

**第百六十一条** 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁(以下この条において「処分庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)

**第百六十二条** 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

**第百六十三条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

**第百六十四条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

2 附則第十八條、第五十一條及び第百八十四條の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

(検討)

**第二百五十条** 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

**第二百五十一条** 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

**第二百五十二条** 政府は、医療保険制度、年金制度等の改革に伴い、社会保険の事務処理の体制、これに従事する職員の在り方等について、被保険者等の利便性の確保、事務処理の効率化等の視点に立って、検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

#### 附 則 (平成十一年一月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。

#### 附 則 (平成十二年一月二七日法律第一二六号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して五月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

**第二条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## 附 則（平成一三年六月二九日法律第八七号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）

**第二条** 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律における障害者に係る欠格事由の在り方について、当該欠格事由に関する規定の施行の状況を勘案して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（再免許に係る経過措置）

**第三条** この法律による改正前のそれぞれの法律に規定する免許の取消事由により免許を取り消された者に係る当該取消事由がこの法律による改正後のそれぞれの法律により再免許を与えることができる取消事由（以下この条において「再免許が与えられる免許の取消事由」という。）に相当するものであるときは、その者を再免許が与えられる免許の取消事由により免許が取り消された者とみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の再免許に関する規定を適用する。

（罰則に係る経過措置）

**第四条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## 附 則（平成二三年八月三〇日法律第一〇五号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 **第二条**、**第十条**（構造改革特別区域法第十八条の改正規定に限る。）、**第十四条**（地方自治法第二百五十二条の十九、第二百六十条並びに別表第一騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）の項、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の項、都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の項、環境基本法（平成五年法律第九十一号）の項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の項並びに別表第二都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の項、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）の項、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）の項、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の項及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八号）の項の改正規定に限る。）、**第十七条**から**第十九条**まで、**第二十二条**（児童福祉法第二十一条の五の六、第二十一条の五の十五、第二十一条の五の二十三、第二十四条の九、第二十四条の十七、第二十四条の二十八及び第二十四条の三十六の改正規定に限る。）、**第二十三条**から**第二十七条**まで、**第二十九条**から**第三十三条**まで、**第三十四条**（社会福祉法第六十二条、第六十五条及び第七十一条の改正規定に限る。）、**第三十五条**、**第三十七条**、**第三十八条**（水道法第四十六条、第四十八条の二、第五十条及び第五十条の二の改正規定を除く。）、**第三十九条**、**第四十三条**（職業能力開発促進法第十九条、第二十三条、第二十八条及び第三十条の二の改正規定に限る。）、**第五十一条**（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十四条の改正規定に限る。）、**第五十四条**（障害者自立支援法第八十八条及び第八十九条の改正規定を除く。）、**第六十五条**（農地法第三条第一項第九号、第四条、第五条及び第五十七条の改正規定を除く。）、**第八十七条**から**第九十二条**まで、**第九十九条**（道路法第二十四条の三及び第四十八条の三の改正規定に限る。）、**第一百条**（土地区画整理法第七十六条の改正規定に限る。）、**第一百二条**（道路整備特別措置法第十八条から第二十一条まで、第二十七条、第四十九条及び第五十条の改正規定に限る。）、**第一百三**、**第一百五**（駐車場法第四条の改正規定を除く。）、**第一百七**、**第一百八**、**第一百五**（首都圏近郊緑地保全法第十五条及び第十七条の改正規定に限る。）、**第一百六**（流通業務市街地の整備に関する法律第三条の二の改正規定を除く。）、**第一百八**（近畿圏の保全区域の整備に関する法律第十六条及び第十八条の改正規定に限る。）、**第一百二十**（都市計画法第六条の二、第七条の二、第八条、第十条の二から第十二条の二まで、第十二条の四、第十二条の五、第十二条の十、第十四条、第二十条、第二十三条、第三十三条及び第五十八条の二の改正規定を除く。）、**第一百二十一**（都市再開発法第七条の四から第七条の七まで、第六十条から第六十二条まで、第六十六条、第九十八条、第九十九条の八、第三百九条の三、第四百一条の二及び第四百二条の改正規定に限る。）、**第一百二十五**（公有地の拡大の推進に関する法律第九条の改正規定を除く。）、**第一百二十八**（都市緑地法第二十条及び第三十九条の改正規定を除く。）、**第一百三十一**（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七条、第二十六条、第六十四条、第六十七条、第百四条及び第百九条の二の改正規定に限る。）、**第一百四十二**（地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第十八条及び第二十一条から第二十三条までの改正規定に限る。）、**第一百四十五**、**第一百四十六**（被災市街地復興特別措置法第五条及び第七条第三項の改正規定を除く。）、**第一百四十九**（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二十条、第二十一条、第百九十一条、第百九十二条、第百九十七条、第二百三十三条、第二百四十一条、第二百八十三条、第三百十一条及び第三百十八条の改正規定に限る。）、**第一百五十五**（都市再生特別措置法第五十一条第四項の改正規定に限る。）、**第一百五十六**（マンションの建替えの円滑化等に関する法律第二百二条の改正規定を除く。）、**第一百五十七**、**第一百五十八**（景観法第五十七条の改正規定に限る。）、**第一百六十**（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六条第五項の改正規定（「第二項第二号イ」を「第二項第一号イ」に改める部分を除く。）並びに同法第十一条及び第十三条の改正規定に限る。）、**第一百六十二**（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十条、第十二条、第十三条、第三十六条第二項及び第五十六条の改正規定に限る。）、**第一百六十五**（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第二十四条及び第二十九条の改正規定に限る。）、**第一百六十九**、**第一百七十一**（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十一条の改正規定に限る。）、**第一百七十四**、**第一百七十八**、**第一百八十二**（環境基本法第十六条及び第四十条の二の改正規定に限る。）及び**第一百八十七**（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第十五条の改正規定、同法第二十八条第九項の改正規定（「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。）、同法第二十九条第四項の改正規定（「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。）並びに同法第三十四条及び第三十五条の改正規定に限る。）の規定並びに附則第十三条、第十五条から第二十四条まで、第二十五条第一項、第二十六条、第二十七条第一項から第三項まで、第三十条から第三十二条まで、第三十八条、第四十四条、第四十六条第一項及び第四項、第四十七条から第四十九条まで、第五十一条から第五

十三条まで、第五十五条、第五十八条、第五十九条、第六十一条から第六十九条まで、第七十一条、第七十二条第一項から第三項まで、第七十四条から第七十六条まで、第七十八条、第八十条第一項及び第三項、第八十三条、第八十七条（地方税法第五百八十七条の二及び附則第十一条の改正規定を除く。）、第八十九条、第九十条、第九十二条（高速自動車国道法第二十五条の改正規定に限る。）、第百一条、第百二条、第百五条から第百七条まで、第百十二条、第百七条（地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成二十二年法律第七十二号）第四条第八項の改正規定に限る。）、第百十九条、第百二十一条の二並びに第百二十三条第二項の規定 平成二十四年四月一日（毒物及び劇物取締法の一部改正に伴う経過措置）

**第二十四条** 第三十三条の規定の施行前に同条の規定による改正前の毒物及び劇物取締法（以下この条において「旧毒物及び劇物取締法」という。）の規定によりされた命令その他の行為又は第三十三条の規定の施行の際現に旧毒物及び劇物取締法の規定によりされている届出で、同条の規定の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、同日以後における同条の規定による改正後の毒物及び劇物取締法（以下この条において「新毒物及び劇物取締法」という。）の適用については、新毒物及び劇物取締法の相当規定によりされた命令その他の行為又は届出とみなす。

2 第三十三条の規定の施行前に旧毒物及び劇物取締法の規定により都道府県知事に対し届出その他の手続をしなければならない事項で、同条の規定の施行の日前にその手続がされていないものについては、これを、新毒物及び劇物取締法の相当規定により地域保健法第五条第一項の規定に基づく政令で定める市の市長又は特別区の区長に対して届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、新毒物及び劇物取締法の規定を適用する。（罰則に関する経過措置）

**第八十一条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

**第八十二条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

#### 附 則（平成二三年一二月一四日法律第一二二号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六条、第八条、第九条及び第十三条の規定 公布の日

#### 別表第一

- 一 エチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名EPN）
- 二 黄燐
- 三 オクタクロルテトラヒドロメタノフタラン
- 四 オクタメチルピロホスホルアミド（別名シユラーダン）
- 五 クラーレ
- 六 四アルキル鉛
- 七 シアン化水素
- 八 シアン化ナトリウム
- 九 ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名パラチオン）
- 十 ジニトロクレゾール
- 十一 ニ・四—ジニトロ—六—（—メチル・プロピル）—フェノール
- 十二 ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト（別名メチルジモン）
- 十三 ジメチル—（ジエチルアミド——クロルクロトニル）—ホスフェイト
- 十四 ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名メチルパラチオン）
- 十五 水銀
- 十六 セレン
- 十七 チオセミカルバジド
- 十八 テトラエチルピロホスフェイト（別名TEPP）
- 十九 ニコチン
- 二十 ニツケルカルボニル
- 二十一 砒素
- 二十二 弗化水素
- 二十三 ヘキサクロルエポキシオクタヒドロエンドエンドジメタノフタラン（別名エンドリン）
- 二十四 ヘキサクロルヘキサヒドロメタベンゾジオキサチエピンオキサイド
- 二十五 モノフルオール酢酸
- 二十六 モノフルオール酢酸アミド
- 二十七 硫化燐
- 二十八 前各号に掲げる物のほか、前各号に掲げる物を含有する製剤その他の毒性を有する物であつて政令で定めるもの

別表第二

- 一 アクリルニトリル
- 二 アクロレイン
- 三 アニリン
- 四 アンモニア
- 五 ニーイソプロピル—四—メチルピリミジル—六—ジエチルチオホスフェイト(別名ダイアジノン)
- 六 エチル—N—(ジエチルジチオホスホリールアセチル)—N—メチルカルバメート
- 七 エチレンクロルヒドリン
- 八 塩化水素
- 九 塩化第一水銀
- 十 過酸化水素
- 十一 過酸化ナトリウム
- 十二 過酸化尿素
- 十三 カリウム
- 十四 カリウムナトリウム合金
- 十五 クレゾール
- 十六 クロルエチル
- 十七 クロルスルホン酸
- 十八 クロルピクリン
- 十九 クロルメチル
- 二十 クロロホルム
- 二十一 砒弗化水素酸
- 二十二 シアン酸ナトリウム
- 二十三 ジエチル—四—クロルフエニルメルカプトメチルジチオホスフェイト
- 二十四 ジエチル—(二・四—ジクロルフエニル)—チオホスフェイト
- 二十五 ジエチル—二・五—ジクロルフエニルメルカプトメチルジチオホスフェイト
- 二十六 四塩化炭素
- 二十七 シクロヘキシミド
- 二十八 ジクロル酢酸
- 二十九 ジクロルブチン
- 三十 ニ・三—ジ—(ジエチルジチオホスホロ)—パラジオキサン
- 三十一 ニ・四—ジニトロ—六—シクロヘキシルフェノール
- 三十二 ニ・四—ジニトロ—六—(—メチルプロピル)—フェニルアセテート
- 三十三 ニ・四—ジニトロ—六—メチルプロピルフェノールジメチルアクリレート
- 三十四 ニ・ニ′—ジピリジリウム—一・一′—エチレンジブロミド
- 三十五 一・ニ—ジブロムエタン(別名EDB)
- 三十六 ジブロムクロルプロパン(別名DBCP)
- 三十七 三・五—ジブロム—四—ヒドロキシ—四′—ニトロアゾベンゼン
- 三十八 ジメチルエチルスルフィニルイソプロピルチオホスフェイト
- 三十九 ジメチルエチルメルカプトエチルジチオホスフェイト(別名チオメトン)
- 四十 ジメチル—二・ニ—ジクロルビニルホスフェイト(別名DDVP)
- 四十一 ジメチルジチオホスホリルフェニル酢酸エチル
- 四十二 ジメチルジブロムジクロルエチルホスフェイト
- 四十三 ジメチルフタリルイミドメチルジチオホスフェイト
- 四十四 ジメチルメチルカルバミルエチルチオエチルホスフェイト
- 四十五 ジメチル—(N—メチルカルバミルメチル)—ジチオホスフェイト(別名ジメトエート)
- 四十六 ジメチル—四—メチルメルカプト—三—メチルフェニルチオホスフェイト
- 四十七 ジメチル硫酸
- 四十八 重クロム酸
- 四十九 砒酸
- 五十 臭素
- 五十一 硝酸
- 五十二 硝酸タリウム
- 五十三 水酸化カリウム
- 五十四 水酸化ナトリウム
- 五十五 スルホナール
- 五十六 テトラエチルメチレンビスジチオホスフェイト
- 五十七 トリエタノールアンモニウム—二・四—ジニトロ—六—(—メチルプロピル)—フェノラート
- 五十八 トリクロル酢酸
- 五十九 トリクロルヒドロキシエチルジメチルホスホネイト
- 六十 トリチオシクロヘプタジエン—三・四・六・七—テトラニトリル
- 六十一 トルイジン

- 六十二 ナトリウム
- 六十三 ニトロベンゼン
- 六十四 二硫化炭素
- 六十五 発煙硫酸
- 六十六 パラトルイレンジアミン
- 六十七 パラフェニレンジアミン
- 六十八 ピクリン酸。ただし、爆発薬を除く。
- 六十九 ヒドロキシルアミン
- 七十 フェノール
- 七十一 プラストサイジンS
- 七十二 ブロムエチル
- 七十三 ブロム水素
- 七十四 ブロムメチル
- 七十五 ヘキサクロルエポキシオクタヒドロエンドエキソジメタノナフタリン(別名デイルドリン)
- 七十六 一・二・三・四・五・六—ヘキサクロルシクロヘキサン(別名リンデン)
- 七十七 ヘキサクロルヘキサヒドロジメタノナフタリン(別名アルドリン)
- 七十八 ベタナフトール
- 七十九 一・四・五・六・七—ペンタクロル—三a・四・七・七a—テトラヒドロ—四・七—(八・八—ジクロルメタノ)—インデン(別名ヘプタクロール)
- 八十 ペンタクロルフエノール(別名PCP)
- 八十一 ホルムアルデヒド
- 八十二 無水クロム酸
- 八十三 メタノール
- 八十四 メチルスルホナール
- 八十五 N—メチル—ナフチルカルバメート
- 八十六 モノクロル酢酸
- 八十七 沃化水素
- 八十八 沃素
- 八十九 硫酸
- 九十 硫酸タリウム
- 九十一 燐化亜鉛
- 九十二 ロダン酢酸エチル
- 九十三 ロテノン
- 九十四 前各号に掲げる物のほか、前各号に掲げる物を含有する製剤その他の劇性を有する物であつて政令で定めるもの  
別表第三

- 一 オクタメチルピロホスホルアミド
- 二 四アルキル鉛
- 三 ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト
- 四 ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト
- 五 ジメチル—(ジエチルアミド—クロルクロトニル)—ホスフェイト
- 六 ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト
- 七 テトラエチルピロホスフェイト
- 八 モノフルオール酢酸
- 九 モノフルオール酢酸アミド
- 十 前各号に掲げる毒物のほか、前各号に掲げる物を含有する製剤その他の著しい毒性を有する毒物であつて政令で定めるもの

(趣旨)

第1条九州大学における毒物及び劇物の取扱いについては、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下「法」という。）その他の法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 毒物法第2条第1項に規定する毒物及び同条第3項に規定する特定毒物並びにこれらに準ずるものとして第4号に定める管理部部长が指定するものをいう。
- (2) 劇物法第2条第2項に規定する劇物及びこれに準ずるものとして第4号に定める管理部部长が指定するものをいう。
- (3) 管理部部长別表に掲げるものをいう。
- (4) 管理部部长前号に規定する管理部部长の長をいう。

(管理部部长の責務)

第3条管理部部长は、当該部局における毒物及び劇物の管理を総括し、事故等の防止に努めなければならない。

(管理責任者)

第4条管理部部长は、当該部局における毒物及び劇物の適正な管理を行うために管理責任者を置くものとする。

- 2 前項に規定する管理責任者は、管理部部长が当該部局に所属する職員のうちから指名するものとする。

(使用者の責務)

第5条毒物又は劇物を教育・研究活動等の業務において使用する者（以下「使用者」という。）は、管理部部长及び管理責任者の指示に従い、毒物又は劇物の使用に際し、安全確保について十分に自覚し、必要な配慮を行い、事故等の防止に努めなければならない。

(保管)

第6条管理責任者は、次の各号に掲げる事項に従って毒物又は劇物を保管しなければならない。

- (1) 保管庫は金属製ロッカー等堅固なものとし、一般の薬品類とは別に保管しなければならない。
- (2) 地震等の災害による事故を防止するため、保管庫の転倒防止措置を講じ、併せて保管庫の棚から毒物又は劇物の容器が転落するのを防止するための措置を講じなければならない。
- (3) 保管庫の施錠は確実にを行い、管理責任者が責任をもって鍵を管理しなければならない。

(表示)

第7条管理責任者は、保管庫、容器及び被包に「医薬用外」の文字、毒物については赤地に白色をもって「毒物」の文字並びに劇物については白地に赤色をもって「劇物」の文字を表示しなければならない。

(廃棄)

第8条管理責任者は、長期間保管され、かつ、今後も使用の見込みがない毒物又は劇物については、速やかに廃棄するものとする。

- 2 毒物又は劇物の廃棄に当たっては、法及び法施行令（昭和30年政令第261号）並びに九州大学排水及び廃棄物管理規則（平成16年度九大規則第104号）に定める廃棄等の基準により行わなければならない。

(使用簿)

第9条管理責任者は、別紙様式の使用簿を備え、在庫量及び使用量を把握しなければならない。

- 2 使用者は、使用の都度、前項の使用簿に確実に記帳しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、在庫量及び使用量の把握及び記帳については、電子媒体によることができる。

(数量の照合)

第10条管理責任者は、定期的に使用簿と保管している毒物又は劇物の数量を照合しなければならない。

(事故等の措置)

第11条毒物又は劇物の盗取、所在不明、その他事故等を発見した者は、直ちに管理責任者に通報し、



管理責任者は応急の措置を行い被害の拡大を防止するとともに、直ちに管理部局長に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた管理部局長は、直ちに必要な措置を講ずるとともに、総長に報告しなければならない。

(雑則)

第12条この規程に定めるもののほか、毒物及び劇物の取扱いに関し必要な事項は、管理部局長が別に定める。

附則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附則（平成16年度九大規程第214号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附則（平成17年度九大規程第98号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則（平成18年度九大規程第69号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附則（平成19年度九大規程第12号）

この規程は、平成19年7月20日から施行し、平成19年7月2日から適用する。

附則（平成19年度九大規程第55号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則（平成20年度九大規程第23号）

この規程は、平成20年7月1日から施行する。

附則（平成20年度九大規程第123号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則（平成21年度九大規程第98号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附則（平成22年度九大規程第78号）

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附則（平成22年度九大規程第151号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附則（平成23年度九大規程第55号）

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

別表（第2条関係）

管 理 部 局	備 考
人文科学研究院	人文科学府及び文学部を含む。
比較社会文化研究院	比較社会文化学府及び比較社会文化学府等事務部を含む。
人間環境学研究院	人間環境学府及び教育学部を含む。
法学研究院	法学府、法務学府及び法学部を含む。
経済学研究院	経済学府及び経済学部を含む。
言語文化研究院	
理学研究院	理学府、理学部及び理学部等事務部を含む。
数理学研究院	数理学府を含む。
システム生命科学府	
統合新領域学府	
医学研究院	医学系学府及び医学部を含む。
歯学研究院	歯学府及び歯学部（附属病院を除く。）を含む。
薬学研究院	薬学府及び薬学部を含む。
工学研究院	工学府、工学部及び工学部等事務部を含む。
芸術工学研究院	芸術工学府及び芸術工学部を含む。
システム情報科学研究院	システム情報科学府を含む。
総合理工学研究院	総合理工学府を含む。

農学研究院	生物資源環境科学府及び農学部（附属農場、附属演習林及び農場・演習林事務室を除く。）を含む。
基幹教育院	
生体防御医学研究所	
応用力学研究所	
先導物質化学研究所	
マス・フォア・インダスト リ研究所	
カーボンニュートラル・エ ネルギー国際研究所	
病院	
農学部附属農場	
農学部附属演習林	農学部事務部農場・演習林事務室を含む。
附属図書館	
各学内共同教育研究施設	
情報基盤研究開発センター	
健康科学センター	
先端融合医療レドックスナ ビ研究拠点	
最先端有機光エレクトロニ クス研究センター	
事務局	

貝塚地区事務局	
医系学部等事務局	
筑紫地区事務局	

別紙様式（第9条第1項関係）

毒物・劇物使用簿

No.

品名			単位	g・ml・( )		
保管場所						
年月日	数量		残量	使用者	使用目的	備考
	受入	払出				

備考 各部局の必要に応じ、この様式に定める項目のほか適宜他の項目を加えること。

## 九州大学大学院農学研究院毒物及び劇物取扱内規

### (趣旨)

第一条 九州大学大学院農学研究院（大学院生物資源環境科学府及び農学部（附属農場、附属演習林及び農場・演習林事務部を除く。）を含む。以下「本研究院」という。）における毒物及び劇物の取扱いについては、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百一号。以下「法」という。）、九州大学毒物及び劇物取扱規程（平成一六年四月一日施行）、その他の法令に定めるもののほか、この内規の定めるところにより本研究院において貯蔵・使用される毒物及び劇物について危害防止及び保健衛生上適正な管理を行うことを目的とする。

### (定義)

第二条 この内規において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 毒物及び劇物 法第二条に規定する毒物及び劇物並びに特定毒物（これらに準ずるものとして大学院農学研究院長（以下「研究院長」という。）が指定するものを含む。以下「毒物等」という。）
- 二 管理責任者 毒物等の受入・保管・使用・運搬・廃棄に関する責任者をいう。
- 三 管理補助者 管理責任者を補佐する者をいう。
- 四 使用者 毒物等を教育・研究活動等の業務において使用する者をいう。

### (管理責任者)

第三条 管理責任者は、当該研究分野の長をもって充てるものとする。ただし、研究院長が必要があると認めるときは、当該研究分野の長以外の者を指定することができる。

2 管理責任者は、別紙様式1の「毒物及び劇物管理補助者記録簿」を備えるものとする。

### (管理補助者)

第四条 管理責任者は、各研究分野等の毒物等を保管・使用している研究室等毎に管理の万全を期すため、管理補助者を置くことができる。

2 前項の管理補助者は、教授以外の職にある者で、管理責任者が指定するものとする。

3 管理補助者は、管理責任者の指示に従い毒物等の適正な管理を行うものとする。なお、管理責任者が不在のときは、その職務を代行する。

### (使用者)

第五条 使用者は、毒物等の使用に際し、研究院長及び管理責任者（管理補助者を含む。）の指示に従い、安全確保について十分に自覚し、必要な配慮を行って紛失・事故等の防止に努めなければならない。

### (保管)

第六条 管理責任者は、次の各号に掲げる事項に従って毒物等の保管しなければならない。

- 一 保管庫は金属製ロッカー等堅固なものとし、一般の薬品類とは別に保管するものとする。
- 二 地震等の災害による事故を防止するため、保管庫の転倒防止措置を講じ、併せて保管庫の棚から毒物等の容器が転落するのを防止するための措置を講じるものとする。
- 三 保管庫の施錠は確実に行之、管理責任者（管理補助者を含む。）が責任をもって鍵の管理を行うものとする。

### (表示)

第七条 管理責任者は、保管庫及び容器並びに被包に、「医薬用外」の文字及び毒物については赤地に白色をもって「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもって「劇物」の文字を表示するものと

する。

(購入手続)

第八条 毒物等の購入にあたっては、管理責任者の指示によって他の購入物品とは別葉にして事務部に発注の手続きを行うものとする。

(運搬)

第九条 毒物等を運搬する場合は、盗難、飛散漏れ、爆発等の事故を起こさないように細心の注意を払い、事故防止に努めること。

(点検)

第十条 管理責任者は、貯蔵、保管されている毒物等の種類に応じてその使用量、在庫量及び保管状態の定期点検を行わなければならない。ただし、研究院長の指示があれば、その都度点検を行わなければならない。

(廃棄)

第十一条 管理責任者は、長期間保管され、かつ今後も使用の見込みがない毒物等については、速やかに廃棄するものとする。

2 毒物等の廃棄に当たっては、法及び法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号）並びに九州大学排水及び廃棄物管理規則（平成十六年度九大規則第百四号）に定める廃棄等の基準により行うものとする。

(使用簿)

第十二条 管理責任者は、別紙様式2の使用簿を備え、使用量及び在庫量を把握するものとする。

2 使用者は、使用の都度、前項の使用簿に確実に記帳しなければならない。

(数量の照合)

第十三条 管理責任者は、定期的に使用簿と保管している毒物等の数量の照合を行うものとする。ただし、研究院長の指示があれば、その都度照合を行わなければならない。

(検査)

第十四条 研究院長は毒物等の検査を定期的に行うものとする。ただし、必要に応じて臨時に行うことができる。

2 前項の検査は研究院長が指定する教官が行うものとし、検査には管理責任者が立会うものとする。

(事故等の措置)

第十五条 毒物等の盗取、所在不明、その他事故等を発見した者は、直ちに管理責任者に通報し、管理責任者は応急の措置を行い、被害の拡大を防止するとともに、直ちに研究院長に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた研究院長は、直ちに必要な措置を講ずるとともに、総長に報告しなければならない。

## 附 則

1 この内規は、平成十一年一月十四日から施行する。

2 第十二条一項の使用簿様式については、現在記帳の使用簿頁が終わり次第、新様式に変更するものとする。

附 則

- 1 この内規は、平成十二年四月一日から施行する。
- 2 生物環境調節センター及び熱帯農学研究センターにおける毒物等の取扱いについては、当分の間、この内規を準用する。

この場合において、「大学院農学研究院」とあるのはね「生物環境調節センター」及び「熱帯農学研究センター」に、「大学院農学研究院長」とあるのは、「生物環境調節センター長」及び「熱帯農学研究センター長」と読み替えて適用するものとする。

附 則

この内規は、平成十七年三月九日から施行する。



# 毒物及び劇物管理補助者記録簿

大学院農学研究院

部門

分野

										管理責任者
自 年 月 日	自 年 月 日	自 年 月 日	自 年 月 日	自 年 月 日	自 年 月 日	自 年 月 日	自 年 月 日	自 年 月 日	自 年 月 日	期  間
至 年 月 日	至 年 月 日	至 年 月 日	至 年 月 日	至 年 月 日	至 年 月 日	至 年 月 日	至 年 月 日	至 年 月 日	至 年 月 日	
										備 考

別紙様式 2

毒物・劇物使用簿

No. \_\_\_\_\_

品名			単位	g・ml・( )		
保管場所						
年月日	数量		残量	使用者	使用目的	備考
	受入	払出				

(趣旨)

第1条 この規程は、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下「毒劇法」という。）、消防法（昭和23年法律第186号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令（平成12年政令第138号）その他の法令等（以下「関係法令等」という。）に定めるもののほか、九州大学（以下「本学」という。）における化学物質の適正な使用及び管理を行うために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 化学物質 「化学品の分類および表示に関する世界調和システム（Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals）」に基づき分類された化学品をいう。ただし、医療用医薬品、放射性物質及び高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）に定める高圧ガスを除く。
- (2) 部局各学部、各学府、各研究院、基幹教育院、高等研究院、各附置研究所、カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所、病院、附属図書館、健康科学センター、情報基盤研究開発センター、各学内共同教育研究施設、農学部附属農場、農学部附属演習林、事務局、部局事務部及び九州大学特定大型研究プロジェクトの拠点に関する規程（平成19年度九大規程第11号）第2条に規定する各拠点をいう。
- (3) 部局長 前号に規定する部局の長をいう。
- (4) 学生等 本学の学生及び本学の各種制度等に基づいて受け入れる研究生等をいう。

(総長の責務)

第3条 総長は、本学における化学物質の管理について総括する。

(化学物質統括管理責任者及び環境安全衛生推進室長の責務)

第4条 本学における化学物質の適切な使用及び管理について統括させるため、化学物質統括管理責任者を置く。

- 2 化学物質統括管理責任者は、総長が指名する理事又は副学長をもって充てる。
- 3 環境安全衛生推進室長は、化学物質統括管理責任者を補佐し、本学における化学物質に関する安全衛生管理及び健康管理の業務を行う。

(環境保全管理委員会)

第5条 本学における化学物質の適正な使用及び管理に関する事項は、九州大学部局長会議規則（平成16年度九大規則第14号）第7条に規定する環境保全管理委員会が審議する。

- 2 環境保全管理委員会委員長（以下「委員長」という。）は、部局長に対して、必要に応じて化学物質の適正な使用及び管理の状況について報告を求めることができる。

(部局長の責務)

第6条 部局長は、当該部局における化学物質の管理を総括し、化学物質による安全衛生上の危害、盗難、紛失、環境汚染等の防止に努めなければならない。

2 部局長は、適時又は委員長の求めに応じ、当該部局における化学物質の適正な使用及び管理の状況について調査を行うほか、当該部局において取り扱う化学物質について、有害性及び危険性を評価し、環境安全管理上のリスクの低減、改善等の措置を講じなければならない。

3 部局長は、前2項の職務を補佐させるため、当該部局に部局化学物質管理責任者を置くものとする。

4 前項の部局化学物質管理責任者は、当該部局に所属する化学物質を取り扱う教員のうちから部局長が選任する。

5 部局長は、化学物質を適正に管理させるため、当該部局の化学物質を取り扱う教員のうちから研究室等ごとに化学物質管理取扱責任者を置くものとする。

(部局化学物質管理責任者の責務)

第7条 部局化学物質管理責任者は、当該部局における化学物質の管理の状況を把握し、化学物質を取り扱う学生等及び教職員（以下「化学物質取扱者」という。）に対して化学物質の管理に関する指導及び助言を行うものとする。

(化学物質管理取扱責任者の責務)

第8条 化学物質管理取扱責任者は、化学物質取扱者に対する安全衛生上の危害、環境汚染等を防止しなければならない。

2 化学物質管理取扱責任者は、当該研究室等の化学物質について、関係法令等に定められた管理方法を厳守し、定期的に化学物質の在庫状況と記録等とを照合及び点検しなければならない。

3 化学物質管理取扱責任者は、当該研究室等の化学物質保管庫及び棚の転倒防止並びに化学物質の転落及び混触を避ける措置を講じなければならない。

4 化学物質管理取扱責任者は、化学物質取扱者に対して化学物質の適正な使用及び管理に関する教育及び指導を行わなければならない。

5 化学物質管理取扱責任者は、化学物質取扱者が異動する場合は、当該化学物質取扱者が管理していた化学物質の移管又は廃棄を適正に行わせなければならない。

6 化学物質管理取扱責任者は、次条第3項による届出があった場合は、部局化学物質管理責任者に報告しなければならない。

(化学物質取扱者の責務)

第9条 化学物質取扱者は、部局長、部局化学物質管理責任者及び化学物質管理取扱責任者の指示及び指導に従うとともに、関係法令等に定めるところにより、化学物質を適正に使用及び管理し、環境汚染等の防止に努めなければならない。

2 化学物質を取り扱う学生等を指導する教職員は、学生等に対して化学物質の適正な使用及び管理に関する教育及び指導を行わなければならない。

3 化学物質取扱者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、化学物質管理取扱責任者に届け出なければならない。

(1) 毒劇法第3条の2に定める特定毒物研究者

- (2) 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第2条第20号に定める麻薬研究者
- (3) 覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号。以下「覚剤法」という。）第2条第4項に規定する覚せい剤研究者
- (4) 覚剤法第2条第10項に規定する覚せい剤原料研究者  
（毒物及び劇物の取扱い）

第10条 毒劇法別表第1及び別表第3並びに毒物及び劇物指定令（昭和40年政令第2号。以下「指定令」という。）第1条及び第3条に規定する毒物（ただし、医薬品及び医薬品外品を除く。以下同じ。）及び毒劇法別表第2及び指定令第2条に規定する劇物（ただし、医薬品及び医薬品外品を除く。以下同じ。）の保管庫は、施錠できる堅固な金属製とし、化学物質管理取扱責任者は、鍵を厳重に管理しなければならない。

- 2 毒物、劇物その他の化学物質は、それぞれ区別して保管しなければならない。
- 3 毒物及び劇物の保管庫、容器及び包装に「医薬用外」の文字、毒物については赤地に白色をもって「毒物」の文字及び劇物については白地に赤色をもって「劇物」の文字をそれぞれ表示しなければならない。
- 4 毒物及び劇物は、第13条に定める化学物質管理支援システムにより、常に在庫量及び使用量を把握できるようにしておかなければならない。
- 5 化学物質管理取扱責任者は、前項の化学物質管理支援システムに記録された毒物及び劇物の使用量と在庫量を定期的に照合しなければならない。
- 6 長期間保管され、今後も使用の見込みがない毒物及び劇物は、速やかに廃棄するものとする。

（改善命令等）

第11条 委員長は、部局において関係法令等に反している事象が判明したとき、又は化学物質による環境安全衛生上の問題若しくは健康障害が生じ、若しくは生ずるおそれがあると認められるときは、当該部局長に対して、化学物質の使用停止を含む改善措置を命ずることができる。

- 2 環境安全衛生推進室は、当該部局長の依頼により前項の改善措置に協力し、指導及び助言を行うことができる。
- 3 部局長は、第1項による改善措置を命ぜられ講じた改善措置により、環境安全衛生上の問題又は健康障害が生ずるおそれがなくなったと判断したときは、講じた改善措置及びその結果について、委員長へ報告しなければならない。

（事故等の措置）

第12条 社会に重大な影響を与える化学物質の盗難又は紛失の可能性があることが判明したときは、化学物質管理取扱責任者は、直ちにその内容を部局長及び環境安全衛生推進室長に報告しなければならない。

- 2 部局長は、前項の報告を受けたときは、事実確認に必要な措置を講じ、盗難又は紛失が明らかになった場合には、その内容及び結果を総長及び化学物質統括管理責任者に報告しなければならない。
- 3 化学物質の飛散、漏えい、流出等が生じたときは、化学物質管理取扱責任者は、直ちに適切な措置を講じなければならない。

(化学物質管理支援システム)

第13条 化学物質取扱者は、使用する化学物質を化学物質管理支援システムに登録し、管理するものとする。

2 委員長は、必要に応じて、化学物質管理支援システムによる化学物質の適正な使用及び管理の状況について、部局長に報告を求めることができる。

3 化学物質管理支援システムの保守管理は、環境安全センターで行う。

4 化学物質管理支援システムによる化学物質の管理等に関し必要な事項は、環境保全管理委員会で別に定める。

(廃棄)

第14条 化学物質の廃棄処理は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び九州大学給排水及び廃棄物管理規則（平成16年度九大規則104号）に定めるところにより行わなければならない。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、化学物質の適正な使用及び管理に関し必要な事項は、部局長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

2 九州大学毒物及び劇物取扱規程（平成16年度九大規程第82号）は、廃止する。